

武装平和と軍縮とは兩立しない。併し軍縮とは傳統、偏見、利益の全體と即時斷絶することを意味し、軍縮は革命なりと云ふも過言でなく、従つて其の障礙は精神的にも物質的にも頗る大きいと云はねばならぬ。茲に於て佛國政府の主張する所の如く、又マダリアガ氏の力説する所の如く、安全保障又は「Communauté internationale」が軍縮以前に成立せねばならぬとの論が盛に行はれるのである。併し余の信する所に依れば一般、整一旦つ絶對なるべき軍縮と安全保障とは其の一方が他の一方に依存すべきでなく、兩者共併行して實現せらるべきである。

軍縮會議準備委員會に臨める獨逸代表は自國の軍縮を世界に普及せむとし、佛國との平等を主張する伊太利代表が之を支持し、佛國は其の與國を率ゐて之に對抗し、獨逸の平等權を認めつゝも、先づ豫備兵問題ではと衝突した。實際獨逸の二十五萬人の精兵と軍事潛勢力とに對しては、佛國の短期服役の必任義務兵は之に既教育豫備兵を加へて漸く對抗し得る次第である。ロイド・ジョージが英國の植民地統治上の必要に應ずる義勇兵制度を獨逸に課したことは失策であつて、植民地を有せざる獨逸の義勇兵は恐るべきゼークト將軍の作戰軍隊となつた。フォツシュ元帥が二十五年間服役の士官千名十五年間服役の下士官一萬一千名を基幹とする服役一年の徵兵十八萬を獨逸に許さむとしたのは、却つて先見を誇るに足るものである。兎に角作戰軍隊と民兵に近似し量以外の何物でもない所の徵兵とは到底比較することが出来ないであつて、茲に軍縮會議準備委員會の悩みがあつたのである。

此の悩みを除去する爲めには獨逸の陸軍兵制を短期服役の徵兵制度に還元するか、佛國が獨逸に倣つて侵略の手段たる職業軍隊の制度を採用するか、二者其の一つに出づる必要ある所、佛國人は植民地に於ては兎に角一般には長期の

兵役を嫌惡する傾向があつて、佛國に獨逸の現制度を適用することは政治上財政上不可能であるのみならず、必ずや獨逸に優勢を與へて佛國を非常なる不幸に導くべきが故に、一年の内に六十五日乃至九十日服役したる後、十一日乃至十四日間の訓練に七回召集される瑞西の民兵制度に少數の士官と防禦的兵器とを配したる制度を採用するのが最善の解決策であらう。軍隊の恒久性喪失及び一般兵役義務排除の見地からもヴェルサイユ條約改訂は必要である。其の際人口尠く産業振はざる國には多數の兵員を割り當て、佛國の兵員數を比較的多數ならしめることは必要の斟酌であらう。警察隊、植民地守備軍、國境防備隊には民兵制度以外の制度を認めねばなるまい。伊太利の黒シャツ隊の如きものゝ兵器所持及び兵式訓練は禁止すべきである。

材料に關しては軍事潛勢力を除外することは出来ない。潛勢力こそ終局の勝利を富強國に約束するものであつて、潛勢力の理論を貫徹せしむるときは軍備全廢論を主張し得、また軍備充實論を主張することが出来る。然し潛勢力が危険となるのは平時から優勢な軍隊があつて、軍需工業動員を可能ならしめる爲め外敵を喰止める力量を持つ場合に限るのであるから、潛勢力の理由で軍縮を止める必要はなく、一般的軍縮と其の實行監視の國際制度とを實施するならば職業的作戰軍隊の禁止と相俟つて、潛勢力の軍用材料轉換を遅延せしめて、聯盟の制裁を有效ならしめることが出来る。之が爲めには資本家階級及び労働者階級の國際主義を利用し、「organes privés internationaux du contrôle de la paix」を組織して、技師、資本家、労働者等の毒瓦斯や兵器製造工場出入を容易にし、聯盟の監督に協力せしむべきである。兵器は豫算制限の方法よりも寧ろ直接制限法に依り、現役兵及び豫備兵數に應じて其の質量を制限し、工

業能力をも其の更新の必要に應ぜしむべきである。職業作戦軍隊と徴兵制度との併存する限り、後者の爲めに貯蔵材料を豊富ならしむべきは當然である。植民地を有する國、小弱國、資源産業の乏しき國にも現有材料を豊富に與ふべきである。長距離砲、重砲等の攻撃的武器は全廢すべきである。官業民業を問はず兵器製造及び取引は公表に止まらず進んで嚴に之を取縮らねばならぬ。軍用及び非軍用航空機並に其の製造能力は之を制限、公表、及び國際監督の對象となさねばならぬ。軍縮委員會を以て條約の履行を確保し、公表を組織化することも必要である。

陸空軍備比率の決定には當該國の人口、潛勢力、過去に於ける一定時例へば一九二七年又は現在の軍備、(是に依るときは佛、伊軍備の比率は三對二となる) 平等權の原則、各國の現實なる兵力上の順位等を斟酌すべきである。常任理事國は昔と異り中、小國の保護者として其の安全を保障してやる義務がある。以上の主義の適用上萬國を三階級に分ち、日、英、米、佛、伊、露、獨、支那、西班牙、波蘭、伯刺西爾を第一階級、アルゼンチン、ルーマニア、セルビア、チエッコ等人口一千万乃至一千万七百萬の國を第二階級、埃太利、白耳義、勃牙利、智利、匈牙利、和蘭、瑞典、等人口四百萬乃至八百萬の國を第三階級とし、獨、佛、伊、露の間は均勢となすべきである。是等の國には毎年三萬人乃至四萬人の民兵を徵集せしめ、而して其の兵役義務を爾後十年間と定めるときは是等の國をして三十萬人乃至四十萬人の兵力を動員し得しめ、之に應ずる材料を保持せしめ、爾餘の國は之に準ぜしむべきである。斯くの如くするときは軍備は稀薄となり、潛勢力の轉換は困難となり、國際的制裁は實行容易となるであらう。勿論植民地駐屯軍の必要、陸軍に比例する警察力の必要、軍事潛勢力の小なる事實は兵力割當上相當斟酌を受くべきであり、潛勢力大なる國の内部には無防備地帯を設けるべきである。同盟關係を排除すべきことも亦同様である。

海軍の必要は海洋の自由を保持し、自國の通商を保護し、戰時に於て敵國の通商を破壊するに在る。故に平、戰時を問はず通商の自由安全を確保するは海軍軍縮の必要條件である。従つて通商の破壊を不可能ならしめる徹底的海軍軍縮は海洋自由の原則の受諾及び遵守の必要條件であらねばならぬ。

英國は海軍の絶對優勢又は二國標準主義等に依り海上警察權を保持せむとし、之に反し米國は海洋の自由を要求して對抗し、一九二〇年以降海上支配權を均分するに至つた。即ちベンソン提督がウエルソンに兎に角均勢の原則さへ英國をして容認せしめるときは最少限の擔税を以て均勢を持續せしめ得べしと獻策した方針が實現されたのである。然し乍ら海上霸權分配のみが目立つて、海洋の自由や海軍軍縮は頗る進捗しないのは甚だ遺憾である。

華府會議及び倫敦會議に於て日、英、米は海上霸權を確立し、海洋の一部を閉鎖した。

世界大戰中専ら陸上戰線を維持して海軍を顧みなかつた佛國は、華府條約に依り伊太利との主力艦に於ける均勢に貶せられ、昨日の同盟國から處罰された。軍備制限を補助艦に及ぼすには獨逸海軍を壓倒して地中海の自由を確保するに足る海軍力を佛國に與へるか、英國が佛國を援助することを約するか、二條件中其の一つが充足されねばならぬ。然るに前者の條件を充す爲めには伊太利が佛國の優勢を認める必要あり、後者の條件を充すには佛國が潜水艦全廢を約し、絶對優勢を英國に與へる代はりに英國海軍が平和の擁護者とならねばならぬが、何れも實現不可能である。海軍軍縮の進展せざる所以である。

海軍軍縮の前提たる海洋自由に關して研究すべき二個の問題がある。第一は臨檢及び海上捕獲權の否認であり、第二は封鎖の問題である。前者に關しては戰時禁制品の觀念を打破し、臨檢捕獲を絶対に禁止すべきである。然るときは英國が要求した七十隻の巡洋艦は不要となるのである。後者に關しては實力に依る封鎖は米國さへ認めて居るのであるから、侵略國に對する聯盟の制裁として狹隘なる一定地域に適用するならば海洋自由と兩立するものとして是認せらるべきである。

斯くの如くして海洋の自由が確保せられるならば海軍力の文化的警察任務に鑑み主力艦を廢棄し、潜水艦は安全保障の確立に伴つて之を全廢し、各國共少數の輕巡洋艦等を以て満足すべきである。地中海、黒海、バルチック海の如き内海及び北海、英佛海峡等も之を中立となし、地中海に於ては第一位に於て英、佛、伊、第二位に於て西班牙、第三位に於てセルビア、希臘、土耳其が均勢を保持し、外部より軍艦を入れしめぬ様にすべきである。尙ほ各國は外國貿易、商船隊、植民地等に應ずる海軍力の配當を受け公海上の警察權をも維持すべきである。

海軍力の比率決定には各國の政治的重要性、海岸線、人口等よりも寧ろ海上交通の重要さを基準とすべきである。此の見地より第一位の海軍力を英國に、之に次ぐ又は之と均勢の海軍力を米國に、第三位の夫れを日本に、日本の夫れに近接せる第四位の夫れを佛國に、更に下位の海軍力を伊太利、和蘭、西班牙に許し、露國にはバルチック、黒海及び北太平洋に於て各少數の軍艦を許し、獨逸は英國の支持もあり、ヴェルサイユ條約の海軍條項の改訂を要望すべきに就き、之をして袖珍巡洋艦を廢棄する等其の攻撃力を減せしめ、外國貿易の爲め公海に配置せられる部分は兎に角、

北海及びバルチック海に於て獨逸海軍を強化するならば同一程度迄に佛國の歐洲艦隊をも強化しなくてはならぬ。

第三節 二書に對する批判

フォン・エルツェン氏の一九二〇年以後の軍縮運動に就き言ふ所が大體獨逸政府及び國民の一致せる輿論を代表せることは疑を容れぬ。世界大戰争末期の平和運動に特殊の心理作用が働くことは勿論であり、英米の主張も手傳つて、戦争の裏面とも見られる平和に關し大乘の見地からにもせよ宋襄の仁をなしたことは大蹉跎の發端である。獨逸が同盟聯合側の軍縮の義務を高調し、一般軍縮會議の基礎案を僞瞞的解決なりとなして、軍備平等權要求の一本槍にて突進し、英、伊も佛國も明白に其の要求を是認し、ヴェルサイユ條約の改訂が公然議せられるに至つては凡そ現状維持に傾くべき平和は動搖せざるを得ない。而して獨逸軍事條項の改訂はヴェルサイユ條約の政治條項特に獨、波國境の改訂問題を離れて想定し得られない。佛國が條約尊重を言へば規約前文と規約第十條の尊重を意味し、獨逸が條約尊重を言へば規約第十九條、ヴェルサイユ條約第五編前文の尊重を意味する。言葉は同一でも内容は正反對である。獨逸の堅持する軍縮方針は此のフォン・エルツェンの著述中に於ても到る處で舊敵國に對する痛烈なる攻撃と得意の微笑とを漏らして居る。

チャック・リヨン氏の見解は佛國の左黨一部の意見を代表するとしても、佛國政府や右黨の意見をも代表するものとは思はれない。漫然安全と軍縮とは併行して審議すればよいとの説の如きは特に然りである。獨逸に義勇兵制度を

課して而も今や其の武者振に怯え、今又瑞西の民兵制度を軍縮條約の内容として採用し、其の基礎の上に獨、伊の平等權を認めむと欲するものゝ如くであるが、其の結果が第二の悲鳴に終はらないことを誰が保障し得ようか。軍縮悲觀論者ダンヴィニユ將軍の言つた様に「Le désarmement intégral réduisant les nations à leur potentiel de paix, assurerait, automatiquement, la prépotence du peuple le plus nombreux, le mieux outillé, le plus industriel, le plus armé pour la vie et le plus ambitieux. Tous les éléments de potentiel de paix sont, en effet immédiatement transformables en potentiel de guerre, sans double emploi. …… Tout désarmement est une comédie」と言ふ一面もあるので、結局獨逸民族の生命躍進を阻止し、佛國民の無氣力過熟を匡救する方法は地上に存在しないのである。

聯盟の現實を直視せず、又直視しようとなすことも亦社會主義者の通弊である。佛國の外交政策が暢達せずして蹉跎たるものあるは偶然でない。凡そ海軍は専ら海洋自由の確保及び通商保護の爲めに存すとなすが如き認識は眞理の半分さへ把握しないものと言はねばならぬ。従つて其の徹底的海軍軍縮案も到底空想の域を脱することが出来ないのである。

以上の二著其他に現はれた獨佛間の平和問題特に軍縮問題に絡まる葛藤を目前にして、互に表裏する戦争平和と云ふ一全の問題は人間性より人間に課せられた一つの謎であつて、人間が全く自主的には解き得ないものであると見るのは果して僻目であらうか。

第十一章 國際安全保障問題

(Raafat: Le Problème de la Sécurité internationale の批判)

余輩は前三章に於て英、米、佛、獨の軍縮論の一端を紹介した。由來軍縮問題を以て平和問題の部分問題なりと解し、軍縮問題をコブデン流の比例論者の見地より、單なる技術問題として取扱ふ論者を排撃し來つた余輩の立場から、安全保障問題に關する外國人の少數の著書の内より特に Raafat: Le Problème de la Sécurité internationale を取上げて之を紹介し、且つ聊か之を批判して見たいと思ふのである。

X X X X X

本書の序論は、第二回海牙會議迄の時期に於ける安全問題の歴史に關して居る。安全の意義を定義すれば、安全とは何等憂ふべき危険なしとの思惟より結果する精神の靜平を云ふと定義することが出来る。國際間の安全問題は一方膨脹の欲望パフション・マサングランジールと他方平和及び安全の要求との對立葛藤から生れ出で、力の濫用に對し、各國民の安全を確保せむとする手段の發見を課題とする。民族は同類意識を有する者の團結に依り國家と云ふ政治組織を形成し、各員に心の靜平を與ふことに成功した。然るに國際社會は一つの中央組織オルガニスム・セントラルを發見することが出来ず、爲めに無政府状態

に憐むで居る。カムの語を藉りて言へば國際關係は國家成立以前の個人間の關係と同様に「力の法則」、「自然状態」、「戰爭状態」、「開放された恒久の敵對關係」に支配されて居る。

安全保障制度に關する人類思想史を回顧するに、希臘のアンフィクテオニー、中世法王の教權と皇帝の俗權とが結合して“monarchie universelle”として歐洲に平和と秩序とを君臨せしめたる事實、近世正統主義の爲めに民族主義の抑壓せられたる當時、勢力均衡の原則が廣く行はれたる事實を擧げることが出来る。特に勢力均衡の原則の應用として“système copartageant, système des compensations”の活用となり、遂には其の整調機關として“directoire européen”とも言ふべき神聖同盟、尋いで歐洲協調を産み出すに至つた。併し是等は平和維持の便法にして、未だ平和組織の問題に觸れなかつた。前後二回の海牙平和會議は露國の軍事上財政上の欺瞞政策に出でたるものであつて、第一議題軍縮問題は軍備の増加を望みて何等成就する所なく、仲裁裁判に關しては、先づ裁判所を有せざる判事人名表、次に裁判官なき裁判所を想定せるに過ぎない。斯くの如き事情なりしを以て一八九九年の南阿戰爭より世界大戰迄に七つの戰爭が戦はれたことは怪しむに足りない。

第一編は巴里平和會議及び國際聯盟に關するものである。平和條約は戰爭を産んだ根本原因の剪除を目的とするものであつて、領土の一部を奪取し、賠償金を課し、軍備制限を受諾せしめるを常とする。之が舊來の平和條約思想で、Pillet: Le Traité de Versailles は此の見地より出發して、獨逸帝國の破壊を要望して居る。之に反し戰勝國の私利よりも大乗の心境に立つて人類の福祉を顧念し、勝者敗者の別を認めず、正義、衡平に基いて恒久の平和を樹

立せむと欲するのが新平和條約思想で、米國大統領ウエルソンの主張した所である。

以上二種の平和思想に應じて二種の安全を區別することが出来る。前者は舊派クレマンソーの支持した英、米、佛、伊の共同戰線維持の思想であり、後者は新派ウエルソンの支持した組織せられたる普遍的平和の思想であつた。前者は戰時中より既に領土處分等に關する密約を結び、將來の戰爭の萌芽を摘み取らむと用意した。クレマンソーは言つた、“Chacun de nous vit dans le cadre de son histoire. Auguste Comte a dit que nous vivons des morts. C'est vrai.”之に反し後者は其の創設せむと欲する國際聯盟の内に平和及び安全の保障を發見せむとした。

世界大戰の結果獨、澳、洪の三國は顛落した。同盟聯合側は民族自決主義に反し獨澳の合併を禁止し、波蘭、チェッコ・スロヰキの建國を認め、伯林を國境から三時間の距離に置いた。ヴェルサイユ條約は之に加ふるに其の第五編軍事條項を以て獨逸の空軍を全廢し、陸、海軍を劣勢に制限したとは云へ英國の安心に引換へ、佛國の不安は去らぬ。況んや獨逸の軍備平等權が尠くも道德上容認されて居るに於ておや。即ち佛國はフォッシュ將軍の提議に基きライオン左岸を自治緩衝國としてライン河上の獨佛の軍事上の國境となさむと欲したが、新なるアルサス・ローレーンを造るべからずとの英國の反對に依り“garantie d'ordre physique”を得ることが出来なかつた。但し英、米は對案として英佛、米佛保障條約を以て“garantie d'ordre politique”を約束し、佛國はライン左岸の防備撤廢及び其の十五年間の占領と此の保障條約とに満足した。然るに英佛、米佛保障條約は效力を發生しなかつたが爲めに佛國の安全は充分に確保せられなかつた。

茲に於て舊時の同盟條約が利用せられた。即ち佛、白耳義、波蘭、羅馬尼、チェッコ・スロヴキー及びユーゴ・スラヴィーの六箇國間に、相尋いで歐洲の平和及び安全確保を目的とする政治的同盟條約が締結せられ、其の或るものは軍事條約に依つて補足せられることゝなつた。

尙ほ英國のロイド・ジョージ、カーゾンと佛國のブリアン、サントーレル、ポアンカレとの間に英佛保障條約締結に就き交渉が行はれたが、佛國が波蘭のサドワを豫防することに依り自國の新セダンを免がれむとする要求を英國が容れず、特にポアンカレの右保障條約を双務協定とすること、ヴェルサイユ條約第四十二條及び第四十三條の違反を侵略と看做すこと、英佛間に三十年間有効の軍事協定を結ぶこと等に對しては英國の斷乎たる反對があつて、遂に何等の結果に到達しなかつた。

チェッコ・スロヴキー、ルーマニ、ユーゴ・スラヴィアの間には特に洪牙利を目標とする小アnantトが成立した、其の内容は防守同盟と軍事協定とを含んで居る。右三國に希臘及び波蘭を加へて五箇國同盟と爲すの案は、利害關係の複雑なる爲め實現されて居ない。獨逸、露西亞等の大國に對する對策は小アnantトの關せざる所である。

國際聯盟は夫れ自身大仕掛な安全保障の目論見である。其の要綱は（一）規約第十二條、第十三條、第十五條に定める紛争（移民、關稅、歸化は除外す）に關しては事前審査なしに戰爭に訴ふることを得ずとの原則（二）第十六條に定める制裁（三）第十條に定める領土保全及び政治的獨立の尊重（四）第八條に定める軍備縮少である。事前審査は政治手續たる勸解、事實審査、調停及び司法手續たる仲裁裁判及び司法判決であるが、後者は義務的性質なく、前者は

勸解、事實審査、調停の何れも紛争當事國を拘束せず、唯々全會一致——事實上は仲々全會一致は出來ないが——の勸告に特殊の效力を賦與するに過ぎない。第十六條の經濟的制裁は義務的であるが、米露等が聯盟外に在ること、相俟つて、其の效力は著しく薄弱であると言はねばならぬ。軍事的制裁は任意的であるから、何等其の效力を認め得ない。國際軍が成立つ位なら聯盟は超國家となるが、然らざる限り國際軍は獨逸聯邦の軍が普魯西軍の節度に服した様になるに決まつて居る。規約第十條は獨立の法律上の義務を各國に課するもので、合法の戰爭の後に於ても領土の變更を認めざるものである。但し其の第二項は全會一致の原則に妨げをして效力を發揮し得ない懼れがある。第八條は軍縮に依つて平和を鞏固にせむとするものである。平和を欲せば戰爭に對して用意せよとの格言を受容れるときは、軍縮は戰爭を意味することになつて、不合理である。但し第八條は原則を示すのみで、聯盟が如何なる軍縮を齎すかは之を將來に徴さねばならぬ。全體として規約の與へる保障は誠に適切ならむことを期しては居るが、實に具體的ではなく、其の效果的となることを將來に期待しなければならぬ。

第二編は國際聯盟の機構内に於ける安全問題解決の努力に關係してゐる。聯盟機構内に於ける安全保障問題解決の努力は安全と軍縮との依存關係を出發點とした相互援助條約案及び壽府議定書に現はれて居る。今前者を検討して尋いで後者に及ぶこととする。

聯盟理事會が政治家學者等を加へて混成委員會を組織し、軍縮案の立案を依頼した後、最初に取扱はれた議題の一つは單純軍縮を提議したエッシヤー案で、忽ち否決せられた。同時に各國は自國の現在軍備が安全に必要な最少限度

であることを力説し、無條件では軍縮に向つて前進出来ないことを表明した。華盛頓會議が日、英、米三國の海軍力の四割を削減したにも拘はらず、聯盟は華府條約の原則普及に失敗した。茲に於て混成委員會は安全問題に没頭する様になり、セシル卿の提案に基き安全保障なければ軍縮は不可能である、軍縮がなければ安全保障を與へ得ないと云ふ原則を可決し、遂に第三回聯盟總會の決議第十四となつた。其の内には既定計畫に基ける即時且つ有效な援助が約束されてゐる。此の決議に基いて一般主義と地方別主義とを併合した。即ちセシル卿の一般保障とルカン大佐の特殊協定(同盟條約)とを織込んだ相互援助條約案が立案せられた。

該案は侵略戦争を罪惡なりとし、理事會は戦争の場合四日以内に侵略國を認定すべきものと規定した。混成委員會は侵略を推斷し得る多數の徵候を列擧したが、侵略國の定義を下し得なかつた。該案は兎に角理事會の侵略國認定を前提として規約第十六條に定める經濟的及び軍事的援助を義務的のものとして規定した。他方該案は戦争の場合特殊協定締約國が理事會の侵略國認定を待たず、自動的に發動し得ることを認めた。伊太利代表は此の自動的發動が一般的保障の精神を蹂躪すると抗議したが、大勢を制し得なかつた。軍縮は本條約成立後別に協議せらるべきである。

相互援助條約案は規約第八條、第十條、第十六條の施行規則を定め、第八條の適用を確保せむとしたのであるが、却つて軍擴を來すこと、保障が不充分であること、舊時の同盟を認めたこと、理事會の權能を不當に擴張すること、軍事上の援助を重要視しすぎること等の反對で否決された。

壽府議定書は共に社會黨を代表し、其の立場上軍縮と仲裁裁判とで何等かの成功を收めたいと焦慮せるマクドナル

ドとエリオとの合作であつて、合法戦争を認められた規約の缺陷を補完し、仲裁裁判、安全、軍縮の三位一體の上に平和の神殿を築かむとしたものである。

壽府議定書は防禦戦争と制裁の爲めの戦争とを認めるだけである。議定書は國際司法裁判所、仲裁裁判所、理事會、總會等を順次に活用し、一切の紛争に平和的處理、特に義務的仲裁裁判を強制し、之を拒否するもの、其の判決に従はざるものを侵略國と推定するのである。而して右平和的處理より除外せられる問題は、規約第十五條第四項の全會一致の勸告で紛争當事國の一方が受諾したもので、其の結果處理済みとなつた事件、制裁適用より結果せる紛争、條約の改訂、領土の現状變更に關する要求、第十五條八項の國內問題である。理事會が侵略國を推定して聯盟國に通告する時は聯盟國は今度は義務として經濟上及び軍事上の制裁に参加せねばならぬ。自動的に發動することは禁止されたが、特殊協定は認められてゐる。軍縮會議は議定書が效力を發生した場合一定期日に開催せられるのであつて、安全と軍縮とは車の兩輪の如く併行する仕組となつてゐる。

侵略國の推定は客觀的事實に立脚して自動的に行はれると主張されて居るが、事實上は矢張り認定されねばならぬ。無防備地帯、理事會の豫備的措置、紛争當事國の戦備監視あるも此の缺點を除去し得ない。従つて“The Automatic Tests”と言ふことは虚偽であり、外觀にこだはれる結果、却つて不正の判定を敢へてしないとも限らない。規約第十九條は現状を固定化せむとする平和の組織には有害無益の條文である。一方本條を或る程度迄活用せむとする希望は無視せられ、壽府議定書は此の問題に觸れることを拒否することに依り、吾人が既に空虚欺瞞にして無價値なりと判斷

した規約第十九條を愈々骨抜とならしめ、第十五條八項の問題に尙ほ規約第十一條を援用することに依り規約の效力を弱めるに至つた。

兎に角聯盟規約の瑕疵を繼承した議定書は充分批評の餘地あるもので、其の圓滿なる適用を期待出来ないのであるが、早くも英國の反對に依つて廢紙に歸した。其の表面の理由は一般的義務的仲裁裁判の受諾を難しとすること、國際的軍備の組織制裁の頻發を惧れること、米國の聯盟加入を不可能ならしめること、被侵略國をして防禦を爲し得ざらしめること、侵略國に賠償義務は課するも領土現状の變更は之を行はざらしめること、規約の第十條及び第十九條等の間に存する均衡を失はしめること等にあつた。然し乍らブリアンの指摘したる如く避雷針が雷霆を製造する筈なく、英國の眞意はノエル・ペーカーの言ふが如く、英國の独自の利益が斯くの如き約定の受諾を允許せざるに存し、英國人は其の第一義務が世界に散在する大英帝國の爲めに盡すに存することを嘗て信じ、今日も尙ほ信じて居るのである。

第三編は安全問題の地方的解決に關係してゐる。壽府議定書の死産に終りたる後、安全問題の解決は退轉して舊時の同盟に復歸せむとするの傾向ありしも、聯盟規約の精神は尙ほ地方主義 (regionalisme) を對立關係に導かずして顯著な具體的危險に應ずる爲め直接利害關係國間の協定を以て聯盟規約を補充することとなつた。獨逸宰相キエノーの不可侵條約の提議、ストレーゼマンの仲裁條約の提議ありたる後、反對同盟の結成を避け、占領軍の引揚げを促進し、且つ獨逸の安全を促進する爲め獨逸は一九二五年二月 (一) 萊茵河地方に利害關係を有する國は永久戰爭に訴へざるを約すること (二) レナン地方の現状維持及びヴェルサイユ條約第四十二條及び第四十三條の尊重を約すること

(三) 包括的義務的仲裁裁判を受諾すること (四) 一切の國と仲裁裁判條約を締結するの用意あること等の數項を提議した。華客獨逸の分裂を遺憾とし、波蘭の爲めに一滴の血を流すの用意なきもアンヴェルスの獨逸に歸するを欲せずして、佛、獨の勢力均衡を自己安全の要件となせる英國は、萊茵河を以て國防第一線と觀じ、獨逸の提議に含まれたる保障の保障國となり、伊太利も之に倣つた。然し乍らボアンカリーの言つた如く、佛國の安全はヴィスチエラ河及び獨逸と波蘭、智恵古との間の國境に於て防衛するの必要あるが故に、佛國は獨波、獨智仲裁裁判條約の保障國となつた。佛獨、佛白の國境は之に依つて十全に近き安全を享有し得るに至つたのであるが、獨波、獨智の國境は斯くの如くなるを得ない。ロカルノ諸條約の締結の結果、占領軍は撤退し、ヤング案は成立し、少時、外觀上獨佛、獨波了解を強化したものゝ如くである。けれども M. Charles Dupuis は "En Allemagne, l'esprit de Locarno a été considéré comme destiné à exploiter au profit des intérêts allemands le pacifisme des autres." と言つて國人を戒しめて居る。

第四編はロカルノ以後に於ける安全問題に關係してゐる壽府議定書の拒否せられたる後に於ても、國際聯盟の安全問題に關する検討は第六回聯盟總會に於ける日、白、瑞等の提案の示す如く、將又第七回及び第八回總會に於ける規約第十一條の適用を容易ならしめる措置、危機に際し聯盟諸機關の機能を完全ならしめる措置、財政上の相互援助機構等の示す如く、將又佛蘭西、獨逸、波蘭、和蘭等の提案の示す如く、紛争の平和的處理、狹義の安全及び軍縮に集中せられた。而して第八回聯盟總會は聯盟國をして其の軍備を最少限度に縮減し得しめる爲めの必要條件たる仲裁裁

判と安全とを研究せしめる爲めに仲裁裁判及び安全委員會を組織した。此の委員會はホルスチ氏の仲裁裁判及び調停に關する報告、ポリチス氏の安全に關する報告、ルットガー氏の規約第十條、第十一條及び第十六條に關する報告に基き諸種の模範條約案を起草することとした。即ち紛争の平和的處理に關する一般的條約典型三個、國際紛争の平和的解決に關する二國間の條約の典型三個、及び不侵略及び相互援助條約の典型三個を立案した。而して第九回聯盟總會は前記の紛争の平和的處理に關する一般的條約典型三個を合併して一般議定書となし、爾餘の條約案典型と共に之を聯盟國に送附して其の考慮に委し、此の典型に倣ひて條約を商議する場合には理事會をして周旋の勞を執らしめることとなした。仲裁裁判及び安全委員會は獨逸の提案たる戦争の豫防手段を強化する條約典型を起草し、且又規約第十條、第十一條、第十六條の適用を確保するの手段に付き提言する所があつた。而して一九二九年には少數國の調印に依り一般議定書が效力を發生し、米國が國際司法裁判所に加入するの途を開くことに依つて國際裁判の領域を稍々擴大した。

一九二七年四月六日米國參戰十周年紀念日に當り、平和思想の爲めに盲目となれりと評された佛外相ブリアンは、米國學者の戦争違法化の思想及び波蘭の侵略戦争禁止決議案を受けて、國策の具としての戦争拋棄を目的とする恒久親善規約案を米國に向つて提議した。聯盟歸依派と戦争違法化及び司法裁判所加盟派とを有した米國は忽ち此の案を歓迎すると同時に、之を其の世界政策に轉用し、多邊的不戰條約の締結を萬國に向つて提唱した。佛蘭西は多邊的條約を好まずして寧ろ佛、米條約に第三國を加盟せしむるの形式を採用せむとし、米國の提案は聯盟規約、ロカルノ條約、

中立保障條約等より生ずる義務と兩立せず、自衛權を保留せず、且つ違反國を生じたる場合に於ける締約國の地位に不安ある點に於て受諾を困難とする旨を表明したが、間もなく米國の説明に依つて自國の立場を保留して之に賛同した、國策の具と云ふ言葉は“instrument d'une action politique personnelle spontanée et indépendante”を意味することである。各國の保留は勿論有効であるが佛國の前記の保留、米國のモンロー主義の保留は勿論正當であるが、英國の保留は英國領土と英國の利益とを全く同一視せる點に於て有害無益である。本條約は歐洲と米大陸とを結ぶ紐帶であつて、獨逸が佛國を攻撃した場合、米國は抗議するであらうが、何等夫れ以上の保障を與へて居ないのは遺憾である。本條約は又米國に世界全般の國際紛争に發言權を得させたものとも言ひ得る。

ロカルノ條約の締結、獨逸の聯盟加入後、戦争始末の清算問題が急速に進行し、レナニー地方占領軍の撤退、ヤング案の採擇を見た。此の潮に乗つてブリアンは歐羅巴聯邦を提唱し、先づ經濟的方面に於て全歐的協力の實を揚げむことを要望した。國際聯盟が現實に生きつゝある事實に鑑みれば、之は空望ではあるまいが、今日に於ける各國の經濟的國家主義、特に米國の保護關稅は其の實現を遠き將來に期待せしめるに過ぎない。

軍縮問題に關しては軍縮會議準備委員會は、先づ九個の問題に就き基礎的研究を遂げることとし、各小委員會、非軍用航空及び豫算委員會よりの報告を徴する所あつた。次にセシル卿案及びボンクール案を基礎として軍縮問題の審議に従事した。對立する意見の尖鋭化するを見たのは、陸軍に於ては既教育豫備兵の問題であつたが、後に英米は佛國側の主張に讓つて、之を制限外に置くこととした。海軍に於ては英、米の艦種別制限案と佛國の總噸數制限であつ

たが、一方輕巡洋艦及び驅逐艦を、他方小型潜水艦を制限外に置くことに依つて英佛妥協を策した。英佛妥協案は米、伊の反對に依り廢紙に歸した。爾來一般軍縮委員會は英、米が佛國の主張を容れた基礎の下に事業を續けて居る。露國提出の即時一般軍備全廢案及び縮少案は共に否決せられたが、獨逸の軍備平等權の要求は絶大の難關を前途に置いてゐる。壽府三國會議は先づ佛、伊からボイコットされ、尋いで巡洋艦の需要の不一致の爲めに袂裂した。

過去十年間に於ける平和機構建設の努力の成果はあつたが、此の事業は未解決の儘殘されてゐる。獨波國境問題、極東問題、列強の強力政策の存続は何よりの證據である。世界大戰前に比すれば當今世界の平和は聯盟規約、不戰條約、ロカルノ條約にて支へられて居るが、諸國民の日々の交讓妥協の精神に俟たねば其の崩壞を虞れざるを得ない。右平和機構を完成するの途は前記三條約を強化し、國際的制裁を確保するにあるが、之は不可能でない迄も數代を要する事業である。

x
x
x
x
x

以上は原著者が述べる所の大要である。原著者は明瞭に意識して居らない様であるが、之に依つて吾人は安全と云ふ文字に三種の意義を區別し得るものゝ如くである。即ち最狹義に於ける安全は、仲裁裁判及び安全委員會の意義に於ける安全又は壽府議定書の仲裁裁判、安全、軍縮と云へる場合の安全である。即ち規約第十六條に定むる兵力的經濟的制裁及び財政的援助である。或は之に不戰條約を加へ得る。中間の意義に於ける安全は最狹義の安全に紛争平和

的處理條約を加へ、是等を一體として軍縮と對立せしめて安全保障と云ふのである。最廣義に於ける安全とは原著者が了解する所の如く仲裁裁判、狹義安全、軍縮の三者を一括して云ふのである。余輩の見解に従へば安全を最廣義に解し、「國際安全の組織」と云ふ用語を採用することは了解し得ざるにあらざるも、此の場合には聯盟規約第十條の如く領土權の共同保障をも必然的に包含するに至るべきに鑑み、寧ろ恒久的平和組織の文字を用ひるを可とする。従つて安全なる文字は最狹義に於て之を使用するを可とするものゝ如くである。余輩は拙著「國際軍備縮少問題」に於て軍縮問題の前提として之と對立せしむる關係上、安全保障なる文字を中間の意義又は軍縮を除外したる中間の意義に於ける安全の意に解して之を使用したのである。ポリチス氏は局地的條約として先づ採擇せらるべき安全保障條約の内容として (一)武力に訴へることの禁止 (二)紛争の平和的處理 (三)相互援助組織の設定 (四)無防備地帯の設定 (五)戰爭には訴へざるも尙ほ紛争の平和的處理に應ぜず、又は判決を履行せざる國に對する措置 (六)財政、經濟、軍事上の協同動作の組織 (七)保障條約と軍縮との相關 (八)第三國の加盟 (九)局地的條約相互間及び局地的條約と聯盟規約との間の調和 (十)縮約國の領土的現状の保障を擧げて居る。之は明瞭に最廣義の安全であつて、此の際には是等全體を國際平和組織の問題として取扱ふ方が適當である。

緒て原著者は此の國際平和組織の問題を一般に論じて居るのであるが、安全の意義を明確にしない爲めに、或る時期に於ては當然取上ぐべき問題を取上げず、或る時期には寧ろ除外すべき問題を取上げて居る。而して其の記述する所は大體史論に屬するのであるが、斯くの如き研究としても資料の取扱に於て方法の徹底せざる嫌がある。各章末に

簡單ながら批判も下してあるが、未だ行間を読むの犀利なる眼光を缺いて居る。従つて佛國自身の安全に就ても稍々樂觀に過ぎて居ると思はれる節がある。

本書に於て特に物足りないのは、其の史論に終始して系統的研究を缺如せることである。而して原著者は聯盟規約、不戰條約、ロカルノ條約に體現されたる平和機構は國際的制裁に依り強化されねばならぬ、而して之は結局可能であるが尙ほ數代はかゝると言つて筆を擱いて居る。余輩は拙著「國際軍備縮小問題」の第三章乃至第六章に於て、立入つて本問題の検討を試みたのであるが、其の結論として現存せる安全保障は一切相對的安全保障であつて、其の内の同盟條約を除く時は一切は僞似安全保障であると主張し、民族國家こそ終局的自然的實在體であると斷定し、恒久的平和組織は人間の本性に鑑み不可能なりと結論したのであるが、原著者の見解正しきか、將又余輩の説誤てるかは、史家の判定に之を俟たねばならぬ。

(昭和八年四月)

第十二章 歐洲の危機と列強首領の大計畫

第一 ドウスルとドウナル

最近或る座談會の席上で「日本をどうする」と云ふ質問と「日本はどうなる」と云ふ質問との對立を見た。凡そ質問の形式自體は之に對する解答を豫想せしむるものである。概して個性の強き者は「日本をどうする」との問を出し、是に反する者は「日本はどうなる」との問を出すのである。余輩の見解に従へば此の兩質疑は、一面共に正しく、一面共に誤つてゐる。若し「帝國をどうする」と云ふ目的主觀さへ立つれば、昔物語に在る様に、一切の希望が叶へられて行く世の中であるならば實に結構であるが、事實上希望は幻滅の悲哀と變はる場合が頗る多い。反對に「帝國はどうなる」と云つて成行きに任せて置くならば、最近十二年間の日本歴史が示す如く、夫れは民族的生命の閑却であつて、大和民族が生ける屍となることは請合である。従つて日本行者が現在の環境に立つて帝國を如何なる存在に高めるかと云ふ課題は決して簡単な設問ではない。ナポレオンは「不能」の文字を笑つたが、彼自身不能の爲めに滅びた。孟子は泰山を抱へて北海を渡ることは出来ぬと云つた。ゴマメの齒ぎしりは所詮物の役に立たぬ。従つて吾人が到達せむとする最高の目標を既に設定したと假定して、其の内之も出来ない、あれも出来ないと不可能事を控除して行くならば、其處に公算に乗る實現性のある「どうするが一番よい」と云ふ判断が現はれて来る。換言すれば構成原理と統制

原理との爲す角の中間に創造原理 Vector line が發見され、「ミスカラ」が「オノズカラ」に變つて行く點に實踐政治原理が發見されるのである。外務省の考査部設置案とか云ふのは斯くの如き創造原理、將又實踐政治原理を發見する機關としてのみ有意義であり得る。斯るが故に「どうする」は「どうなる」を、sollen は sein を、desirability は feasibility を離れては成立し得ない。吾々學徒が格物致知に精進しなければならぬ所以は實に茲に存する。而して余輩が嘗つて二十一箇條要求を僻事なりと貶し、今絶對的又は準絶對的帝國主義に墮せむとする所謂極東「モンロー」主義——南米諸國の蛇蝎視する——や大亞細亞聯盟やを排撃する所以も亦茲に存する。ブラット大將は「忘るゝ勿れ」と題する論文に於て、軍備全廢と軍備擴張との兩者を排して協定に依る軍縮を提唱し、且つ如何なる國と雖も世界の均勢を破るの冒險を敢へてする事なくして同時に有力なる陸軍と海軍とを保持するを得ずと述べて居るのは一大教訓である。勿論前述の公算が算盤上に現はれても人事は活物である故、袋を搜して物を取出す様なわけに行くものでなく、ピスマークの如きは前記の公算を成るべく内輪に見積り、而も之を實行するに當りては無限の叡智を以て事に當つたのである。若しナポレオンがもつと大政治家であつて、彼に此の程度の智慧があつたなら、彼は大陸封鎖の代りに有利なる歐洲均勢を維持し、モスコウ、ウオーターロー、トラファルガを避け、海上英國と和して植民地に活躍し、大英帝國と比肩すべき大佛帝國を實現しセダンやマルヌの苦杯を佛國民に嘗めしめずして済んだかも知れぬ。余輩が嘗つて「新滿洲國要覽」の序文中に「宇宙法則の支配之を國運と言ひ、之を翼賛する所以の方途之を國策と言ふ」と述べて置いたのは以上の「どうする」と「どうなる」との二命題の上に超刻した余の心境を表明したものである。此の理を日本精神

哲學の見地から説いて鹿子木博士は次の様に述べて居る。

此の自然客觀の世界を熟知して始めて我々は自然客觀の世界を利用することが出來ます。同時に我々の行爲に於ても我々は極めて緻密に反省して、あらゆる無駄の勞力を省いて効果を擧げることが考へなければなりません。(鹿子木員信著日本精神の哲學六五頁)

ヒットラーの獨逸に於ける獨裁政治が確立してから、人々は歐洲が或る深淵に臨んで居ることに氣付き、歐洲の危機を語り出したのである。併し之は非常な認識不足の結果であつて、斯様な危機の胚種は巴里平和會議、加之世界大戰前の國際關係に之を認めることが出來る。英國の分裂せしめて支配する政策、歐洲に曳かるゝ心と世界に向ふ心、過熟せる社會主義の佛國、未成年帝國伊太利の領土慾、獨逸民族の勃興の意氣、是等の要素は巴里平和會議に於て一つだに清算せられずして今日まで残つて居る。無限大の距離より人間界を觀察するにニーチェも「生命のあるところ其處に吾人は權力への意思を見出す」と言つた様に、一切の人間は程度の差こそあれ生命躍進エラン・ヴィタルに燃えてゐるのである。スターリン、ヒットラー、ムッソリーニの如きは其の尤なるものである。而して一切の個我、政黨我、民族我等の間には自他の區別がある。超人政治家が一民族を指導する稀有の場合に兎に角、然らざれば各民族及び群小政治家は「どうする」も、「どうなる」も、「どうするが一番よい」かも、一切其の爲す所を知らない。我が帝國すら今日尙ほ具體的には其の進路を定め兼ねて居るかに見えるのである。茲に世界の危機特に全歐洲の危機の最高原理が藏されてゐるのである。

第二 スフィンクスの如き平和と安全

誰もが解つて居ると信じて居るのに、世界で一人も解つて居ない言葉に平和、安全の二語がある。此の謎の一端でも解くことは、超人的の洞觀力を必要とする。余輩は固より其の任でないが、其の萬分の一丈けの意味でも明にする爲め、平和と云ふ語の意義を吟味して見たいと思ふ。余は此の語に二つの意義を區別して考へてみたい。第一は組織された恒久的の平和と云ふことで、民族法治國家の例に見る如く、世界に生きた超越的正義を體現する主權が成立して、現時の紛争に時と處とを問はず生きた正義を分析適用する場合である。第二は通俗の平和即ち武裝的平和、休戦状態、加之漫性的戰爭を意味する。前者の平和は既に論じたるが如く、政治的には民族主權の撤廢、中央主權の確立、經濟的には國際的共產主義の實施、人文地理的には人種國境及び民族國境の撤廢を意味する故、不可能の平和である。これには英米が最後まで反對するに決まつて居る。従つて第二の平和の雰圍氣こそ我々の把住する現實界の環境である。見様では飽和國の奸計を盛りたる平和機構が極東の生命躍進に依り枯葉の如く舞ひ、軍縮會議、經濟會議、不可侵條約、第二次五個年計畫、海軍條約と稱する海軍擴張、ヒルテンベルグ事件等が狂噪曲を奏し、ルカン將軍の言ふが如く、獨逸の國際法上の軍備と事實上の軍備との間に甚大の開きがあつて、獨逸が今日國民總動員ナチスの基幹を有し、八十萬人の既教育豫備兵と年齢三十歳以下にして大戦に参加せることのある百萬の精兵を有して、侵襲の意氣を示しつゝ、尙ほ靜かなること林の如くなる所以である。

されば安全にも二つの意義を區別することが出来る。第一の安全は前述の第一の平和に應ずる眞正の安全である。然るに第一の平和が存在しないから第一の安全が存在する筈はない。純正國際主義は存在しない、若し萬一左様な平和主義の風が吹いて來たなら之に乗つて大いに利用するも一策であるが、普遍的國際精神は絶對的に存在しないと覺悟せねばならぬ。然らば剩す所は前述の第二の平和に應ずる第二の安全あるのみである。即ち漫性的戰爭を意味する武裝的平和に處する安全即ち相對的優越權が之である。一切の國際政治家の策謀は右黨系と左黨系とを問はず、其の惡意と善意とを問はず、其の用語の何たるかを問はず、一切此の優越權を追求する行進曲である。クラウゼヴィッツが相對的優勢のみ可能なりとなして、將帥は兵の巧妙なる運用に依り決定的時期に優勢を作出すべきであると説いてゐるのは、外交にも之を應用することが出来る。拙著「國際軍備縮少問題」第二編第三章に述べて置いた通り、現實に安全の領土的、人種的、民族的、經濟的、政治的要件を具備せる國が存在し、Bryce: The American Commonwealth 第二卷五六八頁以下に述べられてある様に、既存の安全を有して外交問題に關し出鱈目に振舞ふ米國、尋いで英國が之に該當し、斯かる國に於て不必要なる軍備が進化論の原則に従つて次第に退化して行くのを意識したとき、之を國際會議に有利に利用せむと欲する時始めて眞劍に軍縮會議が提唱せられるのであつて、此の意味に於ては軍縮會議も亦永續的且つ經濟的の優越權獲得の手段である。世界の現狀に鑑み種々の平和機構も斯くの如きものとしてのみ價值を測定せられるので、聯盟は或る視角よりすれば無價值に近く、ロカルノ條約は同盟條約に該當する意義に於てのみ價值を有することになる。同盟條約は規模は小さいが其の價值は百パーセントである。

勢力均衡は宇宙の天則である。益鳥が衰へるとき害蟲が猖獗を極め、驕慢が人々を破滅に導く所以である。クラウゼウィッツが攻勢より守勢に轉すべき勝利の頂點を説いて居るのも之が爲めである。蹒跚として地上を轉び行く憐むべき二足動物は自分達に解決出来ない問題を自ら擔任して藻掻いて居る。所謂安全問題は實に斯くの如き問題の最大なるものと言ふべきである。歐洲の不安全即ち危機は實に斯くの如き深き根源から發生して來て居るのである。

第三 歐洲の危機

以上の人間界の現實の最深所に潜む不安全が、最近吾人の視野に入り來つたとしても少しも驚愕するに當らない。現實の歐洲の危機は巴里平和會議の時に明瞭に地平線上に現はれ追々發展して來てゐるのである。吾人は實は今一九一四年に立つてゐるのである。

凡そ平和條約は一つの戦争を閉鎖すると同時に他の戦争を誘發するものである。戦争が他の手段に依る政治の延長なら平和は政治其のもので又戦争の延長である。戰敗國をして怨恨を抱かしめ、戰勝國をして復仇を處れしめる。戰勝國が勝利の獲物に歡喜すればする程、戰敗國は早き機會に於て其の失ひたる所を回復し、屈從より解放せられむと欲するのである。之れ巴里平和會議に於て一方舊式政策を以て戰勝國が敵國の軍備を制限縮少し、其の領土の一部を占領し、過重な賠償金を課し他方同時にウエルソンの新式理想案を採用して國際聯盟を組織し以て之に備へむとした所以である。

此の後者の方策が大體幻覺に過ぎないことは吾人が初めより看取し、忌憚なき迄に論證したる所であるが、尙ほウエルソンの催眠術の夢幻の境に陶醉して居る者も尠くなかつた。然るに彼等は滿洲事變を契機として完全に覺醒させられた。思へば帝國も世界に對し罪な奉仕をしたものである。

彼の前述の舊式政策は現實ではあるが、此の後者の新式方策に牽制せられて、且つ又民族我の間に自他の區別がある故に、徹底的に行はれなかつた。危機は巴里會議に於て充分に孕まれたのである。何故に爾か言ふか。

第一に佛蘭西に戰勝を與へたものは佛國の獨力ではない、英、米、佛の合力によるものである。英、米、佛の合力から生れた戰勝の結果を體現するヴェルサイユ條約を永久に效力あらしめるには右の合力の永續が必要である。佛蘭西は聯盟の内部に國際軍、國際參謀本部、國際軍司令官を置きて右の合力の永續を圖らむとした。狡兎死して良狗煮らるゝは韓信の嘆のみではない。獨逸帝國なき今日、米國は不干渉主義に、英國は分裂して支配し、歐洲第二の強國を第一の強國に抗敵さす傳統的的政策に復歸せねばならぬ。國際軍が否定せられたばかりでなく、英佛、米佛保障條約も否定された。聯盟規約は弱くなる一方で、相互援助條約案とか壽府議定書とか云ふ一般的安全保障案は人間の本性に反するから孰れも拒否せられてしまつた。ロカルノ條約と云ふ妙なものが出来た。之は佛國の關する限り佛國の安全を、又英國の關する限り英國の安全を保障するもので、英佛同盟の成立の可能性ある限度に於て佛國の安全を強化するも、英佛同盟の成立を不可能ならしむる原因の存する限度に於て佛國の不安全を強化するものである。格別の價値のないことは爾後に於ける佛國政府の態度、又英國政府の行動に徴して明瞭である。

有名なシーグフリードは Revue de Paris 第四十卷第二號に「英國外交政策の心理的要素」と云ふ論文を寄稿して居るが、其の中で Charles Dilke が「余は英國人なるが故に概念を有せず」と言つたことを引用し、英國人が系統とか論理的概念構成とか云ふものを嫌悪する關係上、英國の外交政策は論理の構造物中には見當らずして、寧ろ其の對外態度の中に發見せられると述べて居る。然り大英帝國と云ふ保守的自己意識を堅持して經驗的法則に即してのみ行動することこそ吾人の學ぶべき英國外交政策の特色である。

第二に現實家たる將軍フォッシュは萊因河左岸の地域を合併するか、又は獨立の緩衝國となすことに依つて佛國の物理的安全保障を確保せむと欲したものの如くであるが、クレマンソーの容れる所とならざりしもの如く、勿論英米の賛同を得なかつたのに由るのである。茲に於て萊因河を戰略上の東部國境となすの案を立てヴェルサイユ條約第四十二條及び四十三條で萊因河左岸及び右岸五十軒實地帯の武装解除を實行することとした。此の約束はロカルノ條約に依り強化されて居るが、元來佛國に對する獨逸の脅威は "Sadowa Polonais" に在る、であるから、格別物の用を爲さぬ。

第三に萊因河左岸及び橋頭の占領は獨逸の死命を制する丈の意義を持つてゐるのであるが、僅かに十五年の期限を有するのみである。而も右の占領はブリアン其の他佛國社會黨の末社輩の平和主義を巧妙に利用したストレーゼマンに欺かれてロカルノ條約締結後早目に撤去せられて仕舞つた。クレマンソーの副將タルヂューはヴェルサイユ條約第四百三十條が英佛、米佛保障條約不成立の場合を豫見したものであると強辯してゐるけれども、本條には斯様な

效力はなく、其の援用が國際紛争の原因となるは明瞭である。歐洲の現状は甚だ危殆に瀕して來た。

第四に佛國等の優越權の他の保持策は戰敗國の軍縮戰勝國の軍縮である。獨逸の軍縮は可成り徹底的で海軍に關しては完全に履行せられ、陸軍空軍に關しては完全な履行は疑はしいが、兎に角佛國の及びその與國の安全を保障するものである。之に佛國の軍縮が加はれば一應の安全保障となる、處が此の保障に輓近動搖を來した。獨逸は所謂履行政策を執り、ある程度迄の賠償金は支出したが、ローザンヌ會議の結果、成程三十億馬克の負擔の問題は残るとしても、兎に角賠償義務を一蹴し去つた。剩す所は軍縮問題であるが、其處には有利な口實があり、英、米、伊の支持がある。佛蘭西等は戰爭哲學の中へ博愛主義を挿入するの不合理を敢へてし、巴里平和會議でもロカルノ會議でも軍縮の口約を與へて居る。茲に於て一方戰勝國佛蘭西の軍縮が外部から強要され、他方戰敗國獨逸の軍縮が軍備平等權の名の下に要請せられ、夫れと關聯して獨逸の軍縮廢止領土變更を含む條約改訂問題が公然と主張され且つ支援される様になつた。其の潮合を見て登場し來つたのがヒットラーである。余は過熟國佛蘭西の爲めに慮れざるを得ない。

第五に、勿論佛蘭西は自國の危険を知つてゐるので、舊時の同盟政策に訴へた。佛蘭西と白耳義、波蘭、チェッコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニアとの同盟が即ち之で、其の或るものは軍事協定を隨伴して居る。外に小アントありて洪牙利の勃興を阻止せむとし、是等一團の國は獨逸と奧太利とのアンシユルスを飽迄阻得せむと決心して居る。然し是等の國々が如何なる程度の實力を發揮し得るであらうか。線香の束でない迄も如何なる實力を發揮し得るかは甚だ疑問であり、是等の國の軍縮が止まない所以で、佛國の焦慮の原因も亦茲に在る。英伊兩國を危

險な行司として、全歐は二個の陣營に分れ、觀覽席には無關心な中立國や最負を持つた見物人が虎視眈々として居る。角力は正に興味百パーセントである。

第四 軍縮會議、日支事變に關する聯盟總會

前述の歐洲の危機は近時の軍縮會議及び聯盟總會に反映して居る。昨年暑中休暇に入るに際し可決された所謂ベネス決議案以上に進み兼ねた、而して意義ある成果を約束しない一般軍縮會議の動向及び歸趨に關しては他の機會に略述したるが故に再び茲に贅言しまし。唯々 K. L. von Oertzen: Rüstung und Abrüstung が列國の軍縮會議に對する態度に就き述べた所を紹介するに止めよう。

佛國外交政策の目的は大陸に於ける優越權の保持にある。此の目的はヴェルサイユ條約及び聯盟規約の一般軍縮の約束に依りて脅威せられる。故に佛國の努力は軍縮義務より逃避するに向けられる。其の方法は (イ)佛の軍縮は兵制改革に依り一部は實現されたこと (ロ)佛國の安全より軍縮へと言ふ要求はロカルノ條約でもケロッグ條約でも實現されず、而して獨逸の武力は尙ほ恐るべきものあること (ハ)軍事潛勢力の觀念を提出して武力の要素としては現實の兵備以外に人口、地理、經濟等の諸要件が要求せられること等を力説するに在る。軍縮會議準備委員會に於ける佛國委員は獨逸の軍縮を實現した徵兵制度の廢止、兵器の型及び量の制限、豫備兵の制限、空軍全廢等を軍縮には不必要のことだと主張し、海軍に關しては獨伊二國標準を維持せむとして居るのである。

英國陸軍は大英帝國の内部的安全を保障すれば足りる。故に英國は豫備兵や貯藏材料に關しては米國と共に獨逸の主張を支持した。然し海軍力に關し其の主張を貫く爲め獨逸を見放し、獨逸を取引の具に供した。セシル卿は國家存立の爲めに其の確信を賣つたと非難されても辯解の辭はあるまい。英國が空軍の平等を要求するのは佛國の優勢に脅威せられるが故である。

伊太利は歐洲の大強國即ち佛國との軍備均勢を要求し、倫敦會議で佛國との海軍均勢を要求した。

米國は對歐關係に於ては主として海軍の利益を圖らむと欲し、英國との争を明るみに出さず同國との均勢を得むとし、倫敦會議で其の目的を達成した。陸軍及び空軍に關しては理論上軍縮を支持するに過ぎないのである。

露國は軍縮を政治國防の觀點からばかりでなく、世界革命の見地から見てゐる。従つて世界革命の故障たる資本主義國の軍備を撤廢させようとして軍備即時全廢を主張してゐる。

日本は一般的軍縮に反對の態度は示さないが、極東に於ける優越權を維持し、且つ強化せむと欲してゐる。従つて軍事監督は勿論軍備現狀の公表すら之を拒否せむとして居る。

獨逸の態度は明瞭にして一貫してゐる。獨逸は聯盟國として均等權を要求し、列強が獨逸に課した軍縮方式を應用せむことを要求してゐる。従つて獨逸は效果的軍縮を主張し、一切の利害關係國に均一なる安全の原則を適用せむことを要求するのである。

同一の著者は "Abrüstung oder Kriegsvorbereitung" に於て軍縮會議準備委員會の一般軍縮條約案の欺瞞的解決を

齎すに過ぎざる所以を力説し、獨逸は既に軍縮を現前の事實として實行せるに、諸外國は漫然 欺瞞的軍縮を裝はむとするを怒號し、獨逸はヴェルサイユ條約軍縮條項の方法の一般的適用を除く外、如何なる提案と雖も之を拒否せむとするものであると述べて居る。

此の秋に當り佛國の政治家に如何なる成竹があるか。エリオ等の佛國論策家は英、米、佛の隔意なき協調こそ歐洲の平和を救ふものであると主張し、世界戦争中の協力を夢みてゐる。之は余輩の太平洋國際帝國主義即ち日、英、米三大海軍國の相互協調主義に當るものである。然し極東に於ても目下此の主義は消極的意義即ち不可侵の程度に於て存在するに過ぎない。歐洲に於ては寧ろ過去の夢で、今ルーズヴェルトありと雖も死兒の齡を數ふると異ならぬ。従つて佛國は一面群小の同盟國と合力し、他面不器用に英米及び聯盟を操縦しつつ、逆艦にも比すべき安全保障論を以て軍擴を免かれ、獨逸の平等權の要求を曖昧に却けむと焦つて居る現狀である。

斯様な焦慮は日支事變に關する聯盟總會にも反映し、佛蘭西及び其の與國は日本を支持したり、支那を支持したりした。獨逸にも此の傾向がないではない。余輩は彼等を非難する前に寧ろ之を憐れまざるを得ない。

此の秋に當り、最早活力なき軍縮會議を救へるものなら救はうとした英首相マクドナルドは九十餘箇條の軍縮案を提出し、伊首相ムッソリニは四國協調案を提出した。之が果して歐洲危機を救ふ性質のものか、どうかは、詳細に検討する必要がある。

第五 英首相の軍縮案

本案の第一編は安全保障に關係してゐる。即ち不戰條約を出發點とし、同條約の侵犯又は侵犯の脅威あるときは米、英、獨、佛、伊、日の内、孰れかの一國及び他の四締約國が締約國會議を要請し、右六大國及び爾餘の小國の過半数紛爭當事國を除く——の表決に依り侵略の脅威を除去する手段又は侵略國の認定を決議する、安全保障に關する地方的協定は之を附屬書に記載して一般保障の補完とする。

第二編は軍備縮少に關係してゐる。人員の制限方式に關しては多少の變更を以て一般軍縮條約案を採用してゐる。

此の案の新味は本國陸軍兵員は、獨、佛、伊、露を夫々廿萬、廿萬、廿萬、五十萬とし、海外領域を含む總陸軍兵員を夫々廿萬、四十萬、廿五萬、五十萬と提案して居る點に在る。陸軍機材に關しては、移動砲及び沿岸防備砲の最大口径、タンク重量の最大限度等一般軍縮會議に於て略々一致を得たる事項を掲げ、海軍機材に關しては華盛頓條約及び倫敦條約の制限を維持し、之を佛、伊に普及し、且つ一九三六年末日に至る迄伊國に主力艦一隻の例外を認める外、擧げて主力艦及び大型潜水艦の建造を禁止し、華府及び倫敦條約の拘束を受けざる二流海軍國間の一九三六年末日迄の大型巡洋艦以上の海軍休暇を約束せしめ、小型巡洋艦以下の制限を規定し、一九三五年中一九三六年末日以降に效力を有すべき海軍制限に就き協定する爲め海軍會議を招集する。空軍に關しては、空爆を禁止し、民間航空の監督、陸、海軍用航空機の全廢又は極度の縮少を軍縮委員會をして考究せしめ、何の道一九三六年末日に於ては自重三噸以

下の航空機日、英、米、佛、伊、露は何れも五百、波蘭二百、支那百、暹羅七十五以上を保有することを得ず、飛行船は將來建造を許されない。

第三編は情報交換、第四編は化學戰に關係してゐる。第五編は常設軍縮委員會の設置に關係するが、其の新規なる提案は第九十六條であつて、本條約がヴェルサイユ條約第五編等に代るべきことを規定して居る。(國際知識第十三卷第五號參照)

露國の侵略國認定に關する提案、白耳義の侵略又は其の脅威の事實檢證の爲めに、外交官駐在武官等より成るコンシジョン・イン・コンスタンス 檢察委員會を各國内に其の要求に應じて豫め設くべしとの提案等は英案を補完せむとするものである。

英首相の本案を大計畫なりとなさば、夫れは内容の雄偉なるよりも寧ろ字數の夥多なるに存する。彼は其の提案に當り昨年十二月十一日の安全保障及び武力行使の斷念、竝に漸進的軍備平等權の承認に關する決議を引用し、英案は暫定的提案として期限を五箇年とし、軍縮を行ふも再軍備を禁止し、國際監督を實行し、未解決の問題の検討及び軍縮の漸進的強化の爲め常設委員會を設け、信頼の念の増進を期待すること等を骨子とする旨を述べて居る。該案の安全保障は米國の協議條項及び侵略の結果不承認の外に一步も出て居らず、佛國の求める安全保障とは雲泥の相違があり、萬一効果あるとも尙ほ無に等しい程度のものである。佛國が之に満足して無條件に獨逸に平等權を與へ、陸軍を減少するとは夢想すら出來ない。陸軍兵員に關しては始めて數字を提示し、獨逸と佛本國との軍備平等權を容認して居るが、佛國が之に聽従するものとは信じられない。他方獨逸も欺瞞的平等權で満足せざるべく、恐らくは本案は不

採擇に終るであらうと思ふ。況んや日本が露支を前に控えながら忽ち此の方式に乗つて來る如き不用意を期待し得ざるに於ておやである。

海軍問題に關しては英、米の斡旋に拘はらず、佛伊の感情は疎隔し、到底妥協の見込なく、日本は昨年末の獨自の提案を指摘し、其の先議を要求してゐる。空軍に關する英國の提案は急進的であるが獨、伊の賛成する代りに佛國は到底容認すまいと思はれ、此の數字は無駄となるに相違ない。佛國は從來國防費の制限を主張して居るが、英案は日、米、獨の希望に鑑みて豫算制限の問題を取上げて居ない。第九十六條は獨逸の平等權を認め、此の機會に於てヴェルサイユ條約を改訂せむとするものである。而して佛國は既存容諾の爲め主義上明に之を認めるが、事實上安全保障の要求を以て之を拒否するの策に出でつゝあるから、妥協的解決は前途頗る困難と思はれる。要するに本案全體は先づ獨伊其の他の御世辭に迎へられて一般討議の基礎とはなるであらうが、ヴェネス決議案を超える其の眞髓は間もなく大部分屑籠に放擲される運命にあると思はれる。

尙侵略國の定義は古い難問であつて、今迄聯盟の諸會議は討議はしたが決議を採擇したことはなかつた。露國代表は英國案第一編安全保障の條項を補足する意味でもあらうか、宣戰した國、兵力を他國の領土に進めた國等を侵略國と看做す趣旨の決議案を提出し、該案は一般軍縮會議の俎上に載せられて居るが、余輩は斯くの如き問題は世界聯邦を前提としなければ有効に立法出來ぬ問題であると考へる。

第六 伊首相の四ヶ國協調案

ムツソリニ伊首相の發意に基く英、佛、伊、獨平和新協定の内容に關し三月二十六日の朝日新聞の報道する該協定の主要原則は左の諸項目である。

- (イ) 四國は不戰條約及び先にジュネーヴ軍縮會議に於いて採擇された不戰決議の精神に基き、平和維持のため竝に歐洲における各種問題を平和的に解決する爲め協力する、四國は他の諸國に對し同様の政策を取る事を勸奨する
- (ロ) 四國は歐洲以外の問題に就いても同様なる政策を維持する事に努力する
- (ハ) 四國は國際聯盟規約の條項に従ひヴェルサイユ條約改訂に關する權利を確認する
- (ニ) 英佛伊三國はドイツに對し軍備平等權を興ふることを主義上承認する、右はオースタリー、ハンガリー、ブルガリアに對しても同様である

(ホ) 協定の有効期間は十箇年とし締結國の一より右期限終了の一年以前に廢棄の通告なき場合は更に十年間更新せられるものとする、本協定は各締約國において批准せられ聯盟事務局に寄託する

國際社會は、根本的には無政府状態に在る故、力と法とを分岐させてはならぬ。聯盟は小國にも一票を興へ、力と法とを分岐せむとした。此の傾向は特に日本の如き未成年軍國主義的國家には相應しないものである。夫れ故に聯盟脱退となつたのである。斯くの如き事例は歴史のさらに證明する所であるが、西洋政治家には日本の脱退で聯盟が全

く寂寥となりし後の珍らしい教訓となつたものゝ如くである。さてこそ四國協調と云ふ案が現はれた。之は余輩の所謂國際帝國主義であつて、一八一五年以降の神聖同盟、一八三〇年以降の歐洲協調等 *directoire européen* 以外の何物でもない。何となれば露國と奧太利、洪牙利とは現實問題として強國の協調に参加し得ない地位にあるからである。

本四國協調案の主役者達は依て以て獨逸の強力に依る一方的の軍擴及び條約破棄を阻止し、聯盟機構内に於て規約第七十九條を活用してヴェルサイユ條約第五編の軍事條項及び國境特に獨逸の東部國境を改訂し、以て平和と軍縮に貢献せむと欲すると揚言して居る。

イヅニング・スタンダードの報ずる所に依ればムツソリニの抱く歐洲政治條項改訂の内容は

- (イ) 「ポーランドの廊下」を横切つて、西はポーランドの都市コニクから東はドイツの都市マリエンヴェルダに至る「ドイツの廊下」を作ること、その地帯にドイツは鐵道を敷設すること、(ロ) ルーマニアは舊ハンガリー領トランシルヴァニアおよびバナートをハンガリーに委讓すること、(ハ) ユーゴ・スラヴィアは現領バナート地方のうち南方テイスザ河とドナツ河との合流點に至るまでの地域をハンガリーに委讓すること、(ニ) ユーゴ・スラヴィアは舊オーストリー領クレイン地方をオーストリーに委讓すること、(ホ) 現在ユーゴ・スラヴィアに併合されてゐる古代クロアチア王國を獨立せしめること、(ヘ) ダルマチアの南岸、ヘルツェゴヴィナ及び舊モンテネグロ王國を含む地方をユーゴ・スラヴィアから分離せしめ、これをアルバニアに併合しイタリアの保護の下に立つ緩衝國とすること等であると傳へらるゝ。

若し佛國の臺閣にポアンカレ、タルヂユ等あらば斯くの如き佛蘭西を馬鹿にした提案は出されぬこと、考へる。危険な仕事に宋襄の仁をやる傾きある社會黨の内閣の下に於ても佛國輿論は明白に本案に氣乗りせず、聯盟の思惑をさぐり、小協商國側の大反對を顧念し、由來バクーニンよりもマルクス、従つて獨逸を選ぶ英國労働黨首領の獨逸最負を危惧し、目前の獨逸政情に餘りに捉へられたる英伊首相等の案が獨逸の再軍備と條約改訂とを認めて國粹社會黨を鼓舞激勵するを非難し、エリオの如きも敢然反對し、グラヂエも佛國は聯盟及び同盟國を棄てるものでないことを力説してゐる。然し其處は過熟せる社會主義の佛國である、獨伊の接近を虞れ、英國が漁夫の利を占めるを嫌ひ、孤立を恐れ、腹は條約改訂不賛成、平等權拒否にあるが、斷々乎として伊首相案を排撃する代はりに、巴里三日發聯合によれば、安全保障の強化を要求し、條約改訂に關しては規約第十九條ばかりでなく、第三條、第十條、第十一條、第十六條を適用して共同の安全保障盟約を結ぶの必要を力説し、且つ歐洲の利害關係國を參加せしむべきを説いて居る。従つて四國協調案が今出現したことに多少の意味はあるが、先づは畫餅に歸するものと觀察すべきである。

第七 第二義の平和に對する英伊首相提案の意味

マクドナルドの提案は軍縮に數字を持出したこと及び平等權を具體化せむとしたことに意義があり。ムツソリニの提案は普遍性の聯盟に代ふるに強國間の國際主義即ち國際帝國主義を以てし、依て歐洲協調を恢復し、ヴェルサイユ條約の定むる歐洲制度を變更せむとするに在る。此の計畫が國際無政府的、武裝的、休戰的、漫性戰爭的平和を鞏固

にするかどうかを聊か検討して見る必要がある。

「平和を欲せば戰爭に對して用意せよ」と言ふのは軍縮は戰爭を惹起すると主張するに等しいと言つたラファートの言には一理がある。然し軍縮が戰爭を惹起することも亦、疑を容れない。世界に軍備なかりせば十三億の黄色人種は五億の白人種を植民地としてゐるに相違ない。露國が世界革命の手段として社會主義者達の平和主義を利用して軍備全廢を主張する所以は茲に在る。歐洲の現状は既に二つの陣營に分れて對立して居る。若し來るべき軍縮の結果として歐洲の現状を維持せむと欲する佛國側の武力が勢力均衡上不利に陥るならば、現状維持と言ふことに外ならない平和は、即時に破れるに相違ない。其の勢力均衡を破ることは佛蘭西を獨逸の程度迄軍縮させるか、軍事潛勢力ある獨逸を佛蘭西の程度迄再軍備させるかの孰れの方法に依るも同一である。併して佛國の理想とする安全は不可能事である。獨逸の軍備平等權を單純無條件に容れる位なら、其の日に世界大戰爭の收穫の大部分又は全部を即座に吐出す方が増した譯である。マクドナルドは獨逸に正義と自由を興へるか若くは歐洲の破壊を招くかと呼號して、如何にも先覺者らしく國粹社會黨が既に全てを征服し得た如くに言ひ振らす、第二義の平和は斯かる豫言者氣取りの揚言で、動搖すればとて鞏固になることは斷じてないのである。

ヴェルサイユ條約は觀念上永續すべきものである。之に代ふるに五箇年の期限を有する條約を以てして、獨逸及び其の與國と佛蘭西及び其の與國との軍備を平等に制限したとして六年後には如何に成行くものか。マクドナルドは軍縮條約に始めて數字を入れたことを誇つてゐるが、左様な案はエッシンヤー案から帝國海軍の提案に至る迄數多くある

が、何れも無意義である。數字は結局軍縮會議に於ける最後のことだ。其處に假に小説的の數字を掲げることなどは無意義に等しい。又必ず無意義になるものである。現行歐洲政治條項を離れて平和はない。之が變更を暗示しながら獨佛共に二十萬の陸軍、五百臺の飛行機を有すべしと言ふのは、未だ敗れざるに必敗の形勢を齎すものである。余輩は佛蘭西が祖國壞滅歡迎論者に依りて風靡せられざる限り英國首相の案に反抗すべきを信するものである。

歐洲協調は世界大戰前の獨、墺、伊對露佛、英の勢力均勢を骨子として存在した。今獨伊は敢然として現歐洲制度破棄に向つて進んでゐる。マクドナルドの英國は行司役と云はむよりは寧ろ明瞭に獨逸最負と思はれてゐる。軍國佛蘭西の脅威もあらうが専ら獨逸に利を與へむとし、ヒットラーの逆鱗に觸れれば歐洲平和が破綻する故、豫め其の要求を容れた方がよいと説くのである。此の中へ飛込む佛蘭西は孤立である、協調ではなくて、亞米利加の黒奴の地下に成り下るものである。況んや佛國の與國たる小協商國、白耳義、波蘭と絶縁するに於ておやである。之れ佛國が聯盟及び同盟國の方へ頭を向けて四國協調に氣乗りせざる所以である。今迄規約第十九條——條約改訂及び現狀變更を認める規定——の應用を希望したものに支那と獨逸がある。聯盟は之を取上げざりしのみならず壽府議定書に於ては本條を封印して仕舞つた。今英、伊、兩國は一緒になつて右第十九條の適用を言ふ、結果は平和か戦争か。平和の出發點として現狀固定化を提唱する者はアベ・ズ・サンビエールである。現狀變更を主張する者はアンリー四世である。前者は規約第十條であり、後者は規約第十九條である。此の兩者は明瞭に二律背反の關係に立つてゐる。之が爲めに規約第十九條は主義を示すも實行力なき様に書かれてゐる。世界歴史の示す所に依れば、現狀變更は戦争である。戦争は百パーセントのデッドロックである。

争に依らずして領土が平和的に授受されたことは稀有の例外に屬する。カマロースキは、吾人は如何に不満足なりとも現狀維持に満足せざる限り戦争を避け得ないと言つた。然らば第十九條を言ふのは戦争への意思を示すものである。ドラヂエが規約第三條、第十條、第十六條を擔ぎ出し、毒を以て毒を制するの態度に出たのは必然である。此の正面衝突は百パーセントのデッドロックである。

外交史上國際會議に依り條約や領土の變更を議せむとしたことはある。神聖同盟が軍縮問題を提起するや、ルイ・フィリップは此の平和主義パシフィスムを利用して佛蘭西占領軍を縮減させた。ロカルノ條約を結んで獨逸占領軍を撤せしめたストレーゼマンは此の策を用ひたのである。ナポレオン三世は國內に於ける權威維持に苦心した。運命の人大ナポレオンの武勳は學ぶべくもない。依つて巴里に列國會議を開いて維納條約を改訂し、軍縮を議せむとした、英國は眞先に之に反對して此の會議は成立しなかつた。彼はビスマークの巨腕に翻弄されて間もなくセダンに辿りついた。會議で領土を割譲することは未だ敗れざるに敗れたりとなすことである。ドウスルとドウナルとの中間に彷徨して居る人間には出來ぬ仕事である。神聖同盟も歐洲協調も——獨逸勃興の中幕はある——が現狀維持に傾ける勢力均衡に努めたので比較的平和を確保し得た。今巴里平和會議を去る十四年にして全く其の反對の志望を抱いて歐洲協調を恢復せむとする。其の混亂に導くべきは自明の理である。佛國等の反對に依り孰れも成立しないであらうと信するも、混亂を獎勵するものたるや疑を容れない。

既存の歐洲危機は閉されずして却つて次第に大きく開かれて行く。英伊首相の大計畫に用ふる言葉は、平和である

が結果は其の反対である。何故かと云へば萬一其の儘成立するならばヒットラーをして現状變更條約改訂に邁進せしむる様鼓舞する故である。

然らば寧ろ一層擴大されつゝある歐洲の危機を救ふ道はないのであらうか。觀念上それは一つある。社會主義は國際主義である、然し社會主義者ムッソリニ、國粹社會主義者ヒットラーの存在が證明する如く、社會主義の國際的勝利は夢である。佛蘭西の社會黨に期待出来る一つの藝當はデカタンの、自暴自棄的國際主義者になり、波蘭やチエッコスロヅキー等を見捨て、獨逸が佛蘭西の右の頬を打つたら左の頬を之に向けることである。"to be weak is miserable"と言ふ代はり「弱くあることは不斷の勝利である」と哲學者を氣取ることである。エリオがローザンヌ會議に於て賠償問題に關し一大讓歩を爲した行動は、強いて斯く解せないこともない。併し佛國に尠からず存在する祖國壤滅歡迎論者と雖も、斯様なことは先づ出来まいと思はれる。

歐洲よ汝は群小煽動政治家に導かれ、宿命の急行列車に乗り、「ドウスル」「ドウナル」と喚きつゝ地獄に落ち行きつゝあるのではないか。

第八 世界經濟會議

世界經濟會議及び其の豫備會議は相次で華盛頓及び倫敦に於て開かれむとして居る。其の議題は貨幣及び信用政策、物價、資本移動の再開、國際貿易の制限、關稅及び通商政策、生産交易の組織化、場合に依り戰債、軍縮等の諸問題

を議せむとしてゐる。余輩は經濟問題は國內に於てさへ主として個我の問題である。共產主義や失業保險を實行したる非常な不幸を招くと思ふのである。況んや國際間に於ておやである。従つて關稅の如き國際條約の對象たり得るものもあるが、大體經濟的國家主義は公理であらねばならぬ。米國政府が賢明なる債權者の立場から "war of strangulation" を熄めて外國貿易と對外投資と内地産業とを一舉に復活せしめむが爲めに關稅を民主黨の "competitive tariff for revenue" に迄低下するの寧ろ有利なることを大衆に理解させ得たとしても、全人類は同一の波浪に乗るも同一の舟に乗つて居るのでないから、萬國よ、保護關稅を棄て、米國に倣へと號令することは出来まい。金本位を離脱した貨幣の爲替を協定すると言ふことは不可能ではあるまいが、國民經濟學の原則にはないことだ。ハル氏は不景氣の責任を國家主義に歸してゐるが實は不景氣が國家主義を採用させたのではないか。ブルッセル財政會議、ゼノア財政會議、壽府關稅會議等が何等具體的結果を齎らさなかつたのは取扱ふ問題の本質が然らしむるのであつて、余は今次の會議から敬虔なる希望決議以外の結果を期待しない。勿論歐米の煽動政治家が狙ふ所は次の總選舉に備へて選舉人と云ふ衆愚を欺き其の輿望を維持することであらう。けれども此の經濟的平和主義は日本の政治家には利用すべき機會を供する、如何なる大國も驕慢丈では濟まされぬ、況んや我國に於ておや。吾人は擬つては百鍊の鐵となると同時に發しては萬葉の櫻となるの妙機を藏してゐる、余は昨秋余の主張せるが如く能ふ限り汪洋超邁の達人、齋藤、石井兩子爵が相携へて出馬し、曩日の壽府に於けるテーム・ワークを以て最大のステーツマンシップを發揮せられむことを待望して止まぬ。

一九三三年五月十六日米大統領ルーズヴェルト氏は五十四箇國の元首に平和保障に關する重大提議を送達した。該提議は軍縮會議と經濟會議とを成功に導く道路を修築するにあるが、武装の解けざる所以は友國の犠牲に於て領土を擴張せむとする少數國の明示默示の願望及び侵襲せらるべしとの多數國の恐怖に在りと前提したる後、協議條項を含めるマクドナルド氏の軍縮案を支持し、特に固定要塞を不安固ならしむる飛行機、移動銃砲、戰車、毒瓦斯等の攻撃的武器の縮減を軍縮の第一階梯として要望し、不侵略條約及び既存軍縮條約を再確認し獨逸其の他の一切の再軍備を拒否すると同時に武装兵力を國境外に出動せしめざることを協定せむことを提唱して居る。之は飽和國が自己の門戸を閉鎖し其の特殊の存立を確保しながら世界領導權を狙ふ際の倫理的帝國主義の發露であつて、其の内容は偽似相對的安全保障の初歩的なものに過ぎない。英國の賛成は知れ切つたことであるが、意外にも該提議に依つて抑制され領土現状維持、再軍備禁止、條約改訂否認等の點でマクドナルド案よりも不利益な待遇を與へられむとする獨逸のヒットラー首相が威嚇を以てマクドナルド案のムツソリニ案に見る如き護歩を克ち得てから鋒鏑を收め十七日の演説に於て米の提議を歓迎し、佛國が却つて狐疑して居るのは皮肉と言ふべきである。帝國としては海軍に於ける侵攻的武器の縮減には賛成するであらうが、不戰條約締結當時と異なり、自國の特異性に目醒めた今日に於ては、協議條約の締結にも、マクドナルド軍縮案の全部的採擇にも、不可侵條約の再確認にも、武装兵力國外行動禁止にも唯々諾々と賛成は出來まい。斯くて提起された問題は偽購的平和政策を優越權の道具に使はむとする試みで、決して霸制政策の範圍を出でない。従つて米國大統領の大きなゼスチュアも軍縮會議及び經濟會議に關する余の懷疑を未だ解消せしめるに

足らないのである。

第九 結 論

佛蘭西革命の斷頭臺に花と散つたローラン夫人は、自由の像に向つて汝の名に於て如何に多くの罪が犯されることかと叫んだと言ふ、平和主義の名に於て如何に多くの平和が脅威されるか知れたものでない。然し是等一切が皆な人間の本性の發露である。協調、平和、軍縮等の用語の如何を問はず一切の國際政治家の一切の奮動は優越權探求以外の何物でもない。關稅問題は國內問題であつて聯盟は之に觸れてはならないと主張した國が、經濟的國家主義を克服する。經濟會議豫備會議を開くといふことである。軍縮會議はアラビアン・ナイトの物語りよりも長く續きそうである。一切は偽善である、眞惡——日本やバラグアイは眞惡の行者と見られないであらうか——の方が更に大なる奉仕を世界に約束する。人間に孕まれる瞬間に最早偽善と化した了れた平和主義が、協調とか、軍縮とか、正義自由とか、條約の改訂とか、現状の變更とか叫びながら次第に危機を増大して行く。英伊首相の提案は其の新しき標本である。世界不安の救はれざる所以である。余はゼネヴァ大學教授ミロー博士が聯盟に就いて言つた様に“Plus que jamais”と斷言して憚らぬ。好漢フォン・エルツェンは次の如く慨嘆して居る。

“Der ideale Schwung der ersten Nachkriegsjahre ist dahin. Tiefe Enttäuschung hat Platz gegriffen. Der Pazifismus ist entwertet durch einen Teil seiner Anhänger, die ihn zu einem Instrument der radikalen Staatsfeinde

machten. Der Gedanke der Aussöhnung, der Friedlichkeit, der Abrüstung ist seines Inhaltes entkleidet und zu einer Waffe in dem machiavellistischen Machtkampfe geworden."

(戦争直後の理想主義の高調は去つた。深甚なる幻滅の感は到る處に起つた。平和主義は其の一部の信奉者達により其の價値を抹殺された、右信奉者達は平和主義を急進的な國內の敵(國際共產主義者の意ならむ)の道具となした。調停、和協、軍縮と云ふ様な思想は其の内容を暴露され、マキアヴェリ流の優越權爭奪戰の武器となつた。)

正義の不正義、不正義の正義、自由の不自由、不自由の自由、戦争の平和、平和の戦争、専制共產主義、獨裁社會主義、善の惡、惡の善、沙翁が "We are such stuff as dreams are made of" と歌ひ、秀吉が「夢の又夢」と詠じたのも宜なる哉。然り、理想主義の顛落は既成の事實となつた、世界は一九一四年の連鎖として立つてゐる、日本も亦、二十一箇條、滿洲事變の連鎖として立つてゐる、此の秋日本はどうするが一番よいか。一君萬民の傳統的精神を復興して團結を固くし、マルクス革命理論の一切の有菌者を撲滅し、經濟的民本主義を以て民生を厚くし、世界輿論反抗の代償を拂はせようと言ふ様な野心國に乗ずるの隙を與へず、自國の生命線を劃定して其の内部に於ける優越權を鞏固にし、他の帝國主義國の生命線との交錯を避け、國際帝國主義特に余輩の太平洋國際帝國主義に従つて主義と行動の一致を圖り前進するに在る。英米等と能ふ限り手を握り、全滿蒙の現狀を基礎として露國との不可侵條約にも協力すべきである。自主的協調主義を把持して平和主義の風は之に利用されず之を利用すべきである。余は天壤無窮の國運を信じて疑はず、之に金剛不退轉の勇猛心を捧げむと欲するものである。(昭和八年五月)

第四編 文化外交

第一章 對外交文化政策論

第一 文化及び文化事業の意義

最近我國に於て各種の流行語が通用してゐるが、其の最も上品なもの一つに文化と云ふ文字がある。其の流行の程度を知る爲めに一寸拾ひ集めたものを述べてみれば、文化住宅、文化生活、文化様式、文化建築、文化村、文化市場等々枚擧に遑がない。斯くの如くに流行して居る言葉の、定義を下すと云ふことは嫌悪すべき「ベダンチズム」となる處はあるが、外務省文化事業部の關係者としては之を試みるの必要歴然たるものがあるので、余は文化事業と云ふ語の意義を明確にして見たいと思ふのである。

抑々文化と云ふ言葉は拉典語 *Cultura* 獨逸語 *Kultur* の譯語であつて、說苑には「文化不改」と見えて居る。此の言葉は西洋に於ては最初土地を耕作すると云ふ意味に用ひられたが、それが次第に一般化して、今日では元來價値のない自然物を育て、加工して價値あるものにするに云ふ意味に用ひられて居る。東洋に於ける文化と云ふ語は、筆畫の交錯せる形を象つた所の文、即ち飾と云ふ意味の文字と、化すると云ふ文字から出來て居て、學問の進歩するこ

と、刑罰威力を用ひずして、教へ導くことを意味するものである。然るに最近に至つて、特に獨逸西南學派の重鎮リッケルトが Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft と云ふ著書に於て、自然科学に對立せしむるに文化科學を以つてする様になつてから、此の文化と云ふ文字に適確なる深い意義を附する様になつたのである。リッケルトに依れば自然は自ら生じたもの、生れたもの、其の自らなる生成に委ねてあつたもの、總和である。而して自然の儘の人間即ち動物學上の人間 (homo sapiens) も亦其の内に包含される。従つて斯くの如き人間の精神作用を研究する心理學はリッケルトに従へば自然科学である。ヴントは心的要素即ち内界に關する學問を精神科學、物的要素即ち外界に關する學問を自然科学と分類したが、茲に於てヴントの自然科学とリッケルトの自然科学とは内容の異つたものとなつた。即ち前者の自然科学に心理學を加へたものが後者の自然科学である。文化は自然に反し價值ありと認めたる目的主觀に従つて行動する人間に由つて、直接生産されたものであるか、又は若し文化が既存物のものであるならば、尠くとも夫れに附着せる價值の爲めに有意的に育くまれたものであつて、自然と對立して居る所のものである。宗教、教育、法律、國家、風習、科學 (自然科学をも含む) 言語、文學、藝術、經濟等は文化財の顯著なものであつて、此の文化客觀又は文化財を研究の對象とする宗教學、法律學、歷史學、教育學、言語學、國民經濟學等は文化科學である。自然科学と文化科學とは、前者は現實在たる自然客觀を對象とするに反し、後者は文化客觀を對象とする點に於て異なるのみならず、此の客觀に作用する方法に於て前者が一般化的方法を採用するに反し、後者が個別化的方法を採用する點に於て異つて居るのである。然るに一切の存在は多少の差こそあれ文化と自然との二面を持つて居るので、地理學や、人類學は

重點の置き様で何れの科學にも入れ得るのである。

楮て一切の自然を素材と觀じ、人が理想に従つて、之に工作を加へて之に添加した價值が文化である。即ち文化は理想化されたる自然である。さうすると我々の手近にある衣食住は皆文化であり、工場、商店、交通機關、諸制度は勿論百貨店三越等にある物品は植木鉢に至るまで文化財であつて、我々は今日文化人 (Kulturmenschen) として文化財に取圍まれ、文化生活をやつて居るのである。而して我々が今日有する文化の總量如何と云へば、大凡五十萬年前の舊石器時代の初期に、原始人類が營んで居つた所の精神的生活及び物質的生活と云ふものと、我々が今日營んで居る所の精神的生活及び物質的生活との差異がそれであり、且つ之が今日迄に人類に由つて實現された文化である。されば斯様な廣義に於ける文化及び文化科學と云ふものに關係を持つ一切の事業を最も廣義の文化事業とするならば、人類の經濟行爲を始め、原始産業たる植林事業の如きも文化事業となるのであつて、我々の通念に甚しく背反して來るのである。斯くの如くであるから、我々は獨逸哲學者の云ふが如き嚴格なる又廣い意味を必ずしも排斥するものではないが、寧ろ文化と云ふ文字を社會通念將又傳統的意義に従つて解する必要を認めるのである。即ち文化換言すれば文明と云ふ文字を以て社會生活の最高標準とせられるものを意味することとし、經濟的生活、藝術活動、政治生活、宗教生活、知的生活の進歩發達、六ヶ敷云へば價值遞昇を企圖する事業を中間的意義の文化事業と解したのである。前述の文化村、文化住宅等の類は矢張此の文字を傳統的意義に使用したものと考へるのが適當であらう。

以上は傳統的社會的通念としての文化及び文化事業であるが、現今民族的國家の特に主として營んで居る所の對内

及び對外文化事業の擔任者としては、一層之を狹義に解しなければならぬ。而して其の狹義に於ける抽象的標準を何處に求めむとするか、余は遂に之を發見することを得ない、仍つて之を経験的方法に俟つより外にない。山口昇氏の「歐米人の支那に於ける文化事業」には布教、學校、病院、公益的施設即ち圖書館、博物館等を文化事業として列擧し、飯河道雄氏の「支那に於ける外人の文化事業論」には前記の事業に新聞事業を加へて居る。我國の對支文化事業特別會計法では教育、學藝、衛生、救恤其の他文化の助長に關する事業文けを文化事業と稱して居るのである。救恤を文化事業とすることは一見奇異に感ぜられるが貧困、疾病と云ふ様な非價値を除去する點に於て矢張り文化事業と看做し得るであらう。「其の他文化の助長」と云ふ言葉は其の意義甚だ漠然として居るが、之を社會通念に従つて成るべく狭く解すべきであらう。

最後に諸外國外務省の文化事務局の事業を一瞥して見るに、教育事業、學藝に關する事業、國際協會の設置活用、國際知的交通の促進、慈善事業一部の情報事務、映畫、ラヂオ關係事業等である。以上を概括して見ると文化事業は宗教、教育、學藝、醫療に關する事業を其の中軸とし、此の事業の擔任者の意圖に従つて多少之に二次的意義の事業を加へるのであつて、之が最狹義の文化及び文化事業である。

以上論述せる所に依て余は文化及び文化事業の意義に、最廣、中間的、最狹の三つの意義があることを述べた。而して余が茲に究明せんと欲する所は此の最狹義の文化事業に就てである。

最狹義の文化事業は人間の上に働きかけ、又外界の上に働きかける。此の後者の場合に於ての文化事業は、文化財

の創造促進と云ふ事に重きを置くであらうが、勿論文化財の増殖、保存、交換擴布と云ふことも問題となるであらう。此の文化事業に就ては、國內文化事業と云ふものを考へなければならぬ。更に對外的文化事業と云ふものを考へることが出来る。文教の府たる文部省や内務省などでやつて居る仕事は、是れは勿論國內文化事業であらうと思ふが、之に反して日本外務省文化事業部の營んで居る所の對外文化事業及び獨佛外務省等の文化事務局のやつて居る事業は對外文化事業なのである。技術の進歩、交通の發達と世界の接近に伴ひて各國文化が接觸し、文化の交叉を生じ、文化内容の結合を齎すのである。此の自然の趨勢を目的的に指導助長する點に對外文化事業の特色がある。國際聯盟には學藝協力委員會有り、巴里には學藝協力に關するセントラル・インスティテュートがあるが、是等は何れも超民族的國際的文化事業である。

然しながら今日、世界の現勢を見渡せば、超民族的國際的文化事業は極めて例外に屬し、其の多くは民族的對外文化事業である。“Everybody's affair is nobody's affair”斯くして、各國の特に其の外務省の遂行して居る文化事業は民族的對外文化事業であり、而して其の擔任機關は原則として政府特に外務省である。而して政府が此の事業を擔任せざる場合は勿論、政府が盡力を惜まざる場合に於いても、尙ほ民間に財團法人と云ふものあつて本事業の擔任者となり、國內的文化事業は勿論、國際的文化事業をもやつて居る。それ故に列國の政府の中で對外文化事業に力を注いで居るものでは佛蘭西、獨逸が主なるものであつて、西班牙も最近此の方面に力を注いで居る。半官半民の組織で此の事業をやつて居るものには和蘭の「外國に於ける和蘭協會」露西亞の第三インターナショナルの機關であること

ろの「文化聯絡協會」等である。亞米利加や英吉利の外務省内に文化事業部と云ふものが何故ないかと云ふことは、各人の不審とする點かも知れないが、此の事に就ては、余の想像する所に據れば、飽和國たる英米兩國の英語國民と云ふものは世界の大部分を掩有して居るのである、又此の兩國には——特に米國の方には——有力な財團法人、例へばカーネギー財團、ロックフェラー財團、傳道會社と云ふが如きものが數多くあつて對外文化事業をやつて居り、日本の外務省文化事業部の仕事は年額僅々三百萬圓であるのにロックフェラー財團は數千萬圓の仕事をして居るのであるから米國政府が率先して斯かる方面に盡力する必要がないのである。以上の如き理由の内に英吉利や亞米利加が特に政府事業として對外文化事業をやつて居らないと云ふ事實の説明が求められるべきであらうと考へられるのであつて、現に其の證據には獨逸の前文化局長、現在の西班牙駐在公使ハンス・フライタッグ氏の書いた「對外獨逸文化政策」と云ふ小冊子の内にも同様のことが述べてあつて、余の考へを裏書してゐるやうに見える。

第二 各國對外文化事業の概説

以下各國の對外文化事業に就て簡単に述べることにする。日本外務省の文化事業部は従前は對支文化事業部と稱した。而して對支の二字が削られた現在に於ても其の事業は事實上對支文化事業に過ぎないのである。此の事業の詳細に就いては雜誌「支那」の昭和三年二月號に「對支文化事業の概況」と云ふ論説が出て居り、又同雜誌同五年四月號に「現代の支那の教育と東方文化事業」と云ふ坪上文化事業部長の講演が載つて居るから、此の既知の事項に就ては

極めて簡単に言及するに止める。

帝國が團匪事件の要償に最少限度の要求をなし、日露戰爭の結果迄は全く支那の不可侵と門戶開放に把住したことを回顧すれば、庚子賠款の事實上の返還に依る對支文化事業の創設は當然の論理的發展と見られる。帝國の對支文化事業は團匪賠償金及び山東收入約四百五十萬の内三百萬圓を各年度の歳出に充て、殘額を積立てることに依つて本事業を永續せしめむとする特別會計に依り經營せられて居る。該事業の核心は汪・出淵協定の定むる所に據り、日支協力を以て東洋文化の研究發揚を圖らむとするに在りて、之が爲め北京總委員會、上海委員會の管理の下に北京文化科學研究所、上海自然科學研究所の設置を見た。其の前者は目下四庫全書補遺の書目及び提要編纂に従事して居り、其の後者は理學・醫學各科の研究に従事して居る。尙ほ本邦内に於ける支那學研究機關として東方文化學院東京及び京都研究所がある。凡そ國家の興亡も國家間の了解も人材にあるのであつて、帝國政府は在本邦支那留學生の内約四百人に對し學費の補給をなし、日華學會、豫備教育機關等を支持して居るのである。同仁會は北京、漢口、濟南、青島に病院を維持し、東亞同文會は調査編纂部、東亞同文書院、天津中日學院、江漢學院を經營し、青島居留民團は中學校及び高等女學校を經營して居る。尙ほ日支兩國間の文化的交通を盛にする爲め講演視察を獎勵し、教育參考品圖書の寄贈、展覽會の開催等をも助成して居る状態である。

次に諸外國の對外文化事業の機關に就て述べんに、最も早くから此の事業に手をつけたのは佛蘭西である。佛蘭西が自由、平等、博愛の主義を振りかざして佛蘭西革命を成就し、共和國を建設した後、爾餘の君主國たる列強

に圍まれて居りながら共和制を維持して行くことは、非常に困難な事柄である。従つて自分の國の主義政綱と云ふものを各國に宣傳して、外國をして自國と同一の政治状態に化せしむることが佛蘭西共和主義存立の爲めに必要な條件である。現在はソヴィエト・ロシアが他國を赤化する必要を痛感して、其の爲めに宣傳部が活動して居る有様は一世紀半前の佛蘭西の状態に酷似するものがある。かくして佛蘭西は既にナポレオン皇帝以前より百五十年間も引續き文化事業をやつて居るのである。其の文化事業の機關と云ふのは世界全部に行き互つて居て、日本に於ては東京にも京都にも日佛會館の設けがあり、最近には佛蘭西政府の給費生として七人の日本學生が佛蘭西に行くことになつた。是は極めて顯著なる事實である。佛國の文化事業部は外務省内にあつて、學術課、文藝課、觀光運動映畫課、庶務課の四課に岐れ、部長一、事務總長一、課長四以下約四十人の事務員があつて各般の事務を處理してゐる。

獨逸は世界大戰前から文化局を持つて居たのであるが、大戰後特に其の必要を感じて、此の機關を擴張し、全權公使が局長になり、其の下に約四十人の事務員があり、藝術課、學校課、學術課、少數民族課、移民課の五課に分れて其の仕事をやつて居る。

西班牙は數年前一度國際聯盟を脱退したのであるが、脱退した當時自分の國が孤立に陥つたので、此の孤立より免がれむが爲めに文化事業に着手した。尙ほ南米に行つて自分等の子孫が繁榮して居るのであるから、ラテン・アメリカと西班牙との文化的紐帶を鞏固にすると云ふ趣旨をも加味して一つの勅令が發布になり、之に基いて財團が出来た。而して之を指導する爲めに外務省に文化事業課と云ふものが設けてあり、それから同國外務大臣の諮問機關として日

本の文化事業調査會のやうな調査機關もある。

それから和蘭にも露西亞にも半官半民の對外文化事業擔任機關がある。露西亞の文化聯絡協會の如きは全く其の組織から見て、佛蘭西や獨逸の文化事務局に殆んど劣らないのである。同文同種に近きものを有する白耳義と和蘭との間の智的協力に關する協約は特に興味深いものがある。(註一)。

斯くの如き色々な機關があつて夫等が如何なる仕事をやつて居るかと云ふことを余は茲に概括して述べたいと思ふのである。即ち押しなべて諸國の文化事業部が行つて居る事業の範圍を経験的に述べると、

第一に教育關係の事項としては次の如きものがある。

- (イ) 自國大學と他國の夫れとの連絡協力を促進する爲め教授及び學生の交換を爲し講座を設置すること(佛蘭西、獨逸、西班牙、ソ「聯邦、和蘭)
- (ロ) 自國語の高等教育機關を外國に於て設置經營すること(佛蘭西、西班牙、獨逸)
- (ハ) 自國語の中等教育機關を外國に於て設置經營すること(佛蘭西、西班牙、獨逸)
- (ニ) 自國の中等及び小學教員を外國に派遣すること(佛蘭西、獨逸)
- (ホ) 自國語の小學校を外國に於て設置經營すること、又は私立小學校の經營者に補助を與ふること(佛蘭西、西班牙、獨逸、露西亞)
- (ヘ) 自國語を修得して成績優良なる學生に賞品を授與すること(佛蘭西)

第二に學藝關係の事項としては次の如きものがある。

- (イ) 外國に於て講演會を開催すること(佛蘭西、西班牙、和蘭、露西亞、獨逸)
- (ロ) 外國に演劇を紹介すること(佛蘭西、獨逸、露西亞)
- (ハ) 外國に於て音樂會を開催すること(佛蘭西、獨逸、露西亞)
- (ニ) 外國に於て繪畫、彫刻其他美術工藝の展覽會を開催すること(佛蘭西、西班牙、獨逸、露西亞)
- (ホ) 外國に於て書籍展覽會を開催すること(獨逸)
- (ヘ) 外國に書籍雜誌等の寄贈をなすこと(佛蘭西、西班牙)
- (ト) 外國と刊行物の交換をなすこと(獨逸、露西亞)
- (チ) 在外自國人等の自國語を以て發刊する新聞雜誌等に補助を與へること(佛蘭西)
- (リ) 外國に於て自國文化に關する圖書館を設置すること(露西亞)
- (ヌ) 自國の文化又は自國の眞相紹介の爲め書籍雜誌等を刊行し又は寄贈を爲すこと(和蘭、露西亞)
- (ル) 少數民族の國粹主義を擁護すること(獨逸)
- (ヲ) 考古學研究所を設置經營すること(獨逸)
- (ワ) 學術研究隊を組織し之を海外に派遣すること(佛蘭西)

第三に國際協會の設置支援活用等に關する事項としては次の如きものがある。

- (イ) アリアンス・フランセーズ、日獨文化協會の如き國際文化協會を組織し又は支援し、之を利用して自國語及び自國文化の傳播を助成すること(佛蘭西、西班牙、獨逸、露西亞)
 - (ロ) 前記協會相互間の聯絡を圖ること(佛蘭西、露西亞)
- 第四に觀光、運動、映畫等の關係事項としては次の如きものがある。
- (イ) 觀光團招致の爲めにする宣傳事業(佛蘭西、獨逸)
 - (ロ) 觀光團の組織を奨励すること、特に在外自國人及び自國系外國人の夫れを奨励すること(露西亞、獨逸)
 - (ハ) 活動寫眞、幻燈、蓄音機、無線電話放送等の輸出入を統制すること(佛蘭西)
 - (ニ) 在外移民の幸福増進の爲め同種の事業を爲すこと(獨逸、和蘭)
 - (ホ) 外國に寫眞を供給すること(露西亞)
 - (ヘ) 自國運動聯盟の國際競技參加を奨励援助すること(佛蘭西)
- 最後に雜件としては次の如きものがある。
- (イ) 技師、徒弟等の交換留學等を奨励すること(佛蘭西)
 - (ロ) 在外自國人民團及び其の經營する慈善事業に補助を與ふること(佛蘭西)
 - (ハ) 在外移民の爲め衛生機關を完備する等、在外移民の文化生活上に關する各般の施設を爲すこと(獨逸)
 - (ニ) 自國內の學界等に國外の情報を供給すること(露西亞)

(ホ) 外國と情報資料等の交換を爲すこと(露西亞)

(ハ) 外國刊行圖書中自國に關する記事の誤謬を訂正すること(和蘭)

斯くの如くにして各國の對外文化事業部は各種の事業をやつて居るのであるが、結局に於ける其の目的とする所は何所にあるかを今一應吟味して見ると、(一)自國の國粹主義を維持すと云ふこと、(二)自國の言語を諸外國に紹介させる事、(三)自國の文化を諸外國に移させること、(四)自國の價値の世界的認識を促進する事、(五)外國人の人心を收攬せんと努むること等であつて、以上を一言にして云へば、自國の領域を外國人の觀念界に擴げようと云ふことになるのである。又さうすることに依つて、自國民族の存立發展に有利なる環境を作らうと云ふことあるかに見える。

第三 文化事業の必要性、物理的闘争より智的闘争へ

然らば如何なる理由から各國が斯かる目的を設定してそれに邁進するやうになつたかと云ふ眞底の原因を特に考へて見たい。惟ふに國際間の無政府状態が除去される爲めには、恰も一國家が其の無政府状態から一變して法治國と成つたやうに、世界萬國が世界聯邦として組織される事が是非必要である。即ち國際無政府状態除去の爲めには一民族が一つの國家として、一つの法治國として成立つたと同じやうな過程を世界萬國が採らなければならぬのである。即ち世界が一つの國になり、エッチ・デー・ウルズの云ふが如く恰も倫敦から東京に旅行する事が紐育から桑港に行

くと同様に成り、少くとも軍備とか外交とか云ふ事柄が世界聯邦の中央機關に委ねられ、又原料品問題、人口問題、移民問題等が世界各國の中央機關の社會政策の對象となると云ふ所迄行かねばならぬのではなからうかと思ふ。而して今日に於ては一面國際主義が著しく進展して來たけれども、勿論民族主義は完全に留保され、主權の絶對性は固持せられて居ると云ふ状態である、併し世界大戰後兎に角國際聯盟が出來、ロカルノ條約、義務的仲裁條約、不戰條約が出來たと云ふことは顯著なる事實である。然らば之に仍つて國際的無政府状態が除去されるかと云ふに、夫れには猶程遠いのであつて、今日に於ては國際的無政府状態は半分除かれかけたが、尙ほ過半残つて居るが故に、軍備も必要であると云ふ状態に置かれてあるにも拘はらず、既に戰爭に訴へ武力を用ひると云ふことが非常に困難になつて來たことも亦争はれない事實であらうと思ふ。是れは日本の陸海軍軍人の専門家と雖も明認せられる所である。昔は戰爭も一種の簡單有利な企業であつて、山上の城に籠りたる侯伯は下を通る商人を脅かして財物を奪つたものである。併し乍ら今日は武を用ふことは非常に困難なことである。例へば三十五年前日本が支那と戰つた時に、邦人は何人と雖も他國が文句を持ち込んで來るなどは夢想だもしなかつたのであるが、焉ぞ知らん三國干渉をやられた。伊太利が世界大戰前、土耳其と戰つた時に、列國は兩交戰國に向つて地中海の片隅で戰へと命令したこともある。何時如何なる時に何處から横槍が入つて來ないとも知れない。戰爭の利益は主として微笑せる傍觀者の物である。而も戰爭は非常に困難になつて來たのであつて、従つて武力は之を用ふる機會が甚だ少く、餘りものを云はなくなるので其の結果強大國の地位は顛落することとなる。今日に於ては、國際聯盟に常任理事國と云ふ制度があるが、それが辛ふじて強

大國の餘威を保つて居るものと觀察せられぬ節がないでもない。英吉利の保守黨の有力者にして、英國の地位が世界の第二流國のレベルにまで落ちたと言つて嘆息する者があると云ふことは必ずしも不思議の事と思はれない。其の反面に於て、中小國の英才は今や國際聯盟を通じて世界改革に發言權を有するに至つた、夫の波蘭人にして國際聯盟の保健部長たるライヒマン君が、支那の建設事業に關與するに至つたと云ふことは、兎に角一應驚くべき時勢の變遷である。見よ、斯くの如くにして生物界を支配する生存競争は物理的闘争より智的闘争に變化し、ハックスレーの語を藉りれば、人類間の闘争は“Cosmic Process”より“Ethical Process”に變化した。畢竟世界の國際的無政府状態が半分丈け除去せられたと云ふ事になるのである。

第四 文化立國策の提唱

偕て斯かる時代に入ると、今迄陸海空軍力等大體物質力に依つて定められて居た國の高下、貴賤、序列即ち地位と云ふものは將來何に依つて決められるかと云へば、是はどうしても全人類の幸福、全人類の文化にどれだけの貢献をするか、どれだけの本質的の價值を持つて居るかと云ふことに依つて決定する外、國の地位を決定する標準があり得ないと思ふのである。恐らく世界は段々進歩して行つて、自然に世界の個別的文化が一全の文化に歸結することが有り得るかも知れない。其時に多數の文化財、多量の價值を寄與したと云ふことが國の地位を決定する唯一の標準になつて来る。日本としては、國際社會に於て日本は貴重な國である、日本は世界文明の不可缺の要素であると云ふことを

認めさせることが絶対に必要である。佛蘭西も獨逸も其の他の國も齊しく自國文化を發揚して、自國の世界に於ける價值としての存在を日月星辰の如くならしめようと焦心努力して居るのである。既に文化的價值の王座に位した國にとつては、移民問題も經濟政策も高等政策も力を用ひずして解決することが出来るであらう。之が實に列國をして文化事業に銳意せしめつゝある最大の原因であると確信するのである。特に我々日本人としては文化事業に孰れの國よりも優つて精進しなければならぬ。何となれば國粹文化宣傳戰に於て、吾人は絶好の戰略地點を占めて居るからである。文化地域とか文化形態とか云ふものは種々の分類方法があるが、世界文明を東洋文明と西洋文明とに區別するならば、日本は日本國學、印度哲學、支那學特に儒教精神等を集大成して、東洋文化を一身に體得して居るのであつて、我々は見方に依つて世界文化の半分を所有して居るので、若し我々各自が發奮し、東洋文明と西洋文明との上に止揚し、世界一全の最高文化を産出すならば、我々日本人は否應なしに新カント派の所謂「價値の世界」の王座に君臨するに至るのであらう。これ余が茲に文化立國策を叫ぶ所以であつて、新日本の運命を開拓する方法は之れ以外にあり得ない。之を精神的帝國主義だと非難する人があるかも知れない、然し左様に考へる人はデカタン主義に沈淪するの外、行き所の無い人々であることを茲に斷言するものである。

第五 文化事業即外交

尙ほ余は一轉して文化事業と云ふことを外交と云ふことに結び付けて見たいと思ふのである。外交と云ふ字の意義

を求めて古い字引を見ると、大體國家の代表機關を通じて交渉をすること、定義して居る。サー・エルネスト・サト
ーも五、六の定義を示したる上略々之に近い解釋を下して居る。ウエプスター、オックスフォードの辭書にも亦さう
書いてある。併しながら代表機關を通じてネゴシエーションを行ふと云ふやうな事は、外交と云ふ文字の外形には觸
れて居るけれども、其の内容又は其の實質には少しも觸れて居らぬと思ふ。余は外交と云ふ事務の聖諦第一義は自分
の主張を貫徹すると云ふことだらうと思ふのである。之を哲學的に言へば外交とは自己の主觀觀念を客觀觀念化する
と云ふことでなくてはならぬと思ふ。余は試みに外務省の同僚のペパン博士に「君はどう云ふ風に外交と云ふ字の定
義を下だすか」と聞いて見たのであるが、彼が余に與へた定義を示してみれば次の如くであつた。

“Diplomatie est un art de faire triompher ses propres idées en amenant ses contracteurs à les partager.”

(外交と云ふことは反對者を自分の固有の思想に同意する様に曳きつけることに依つて、自分の固有の考へをして
勝利を得せしむる術である。)

と言ふのである、余は昨日偶々ラインシュと云ふ人の“Secret Diplomacy”と云ふ本を読んで見た。嘗つて支那公使
として活躍した此の人は、新式外交と舊式外交と云ふ事を區別して居る。舊式外交と云ふのはマキアヴェリーが考へ
出して、ピスマークが完全に實行した所である。それから新式外交とはグロチウスが考へ出した事柄で、未だ孰れ
の國も明確に之を認識し實行して居らないが、此の點は近き將來に於て益々明瞭となるであらう。新式外交とは如何
なるものかと云へば、ラインシュの言ふ所に従へば、大衆の心に影響を與へ之を把握することである。人類の共通利

益を明徴にし、人類の文化的生活向上の爲めにする提携を促進することである。若し外交と云ふものが、前述ペパン
博士の與ふる定義の如く、ラインシュの新式外交の如く、自分の固有の思想をして勝利を得せしめることである——
自分の持てる高き文化を人に分與すると云ふ事であるならば、外交官は他の國をして我々の思想を尊敬し受容せしめ
なければならぬのである。若し外國人をして我々の考へに賛同させることが必要であるならば、初めから外國人の心
を我々の考へに共鳴するやうに素地から拵へて置くことが最も近道になつて來るであらうと思ふ。若し練達せる我が
大使公使達が、日常必ずしも數多くない國際交渉を成功させる以外に、國家永遠の生命に寄與せんと欲するならば、
彼等は外國人に日本精神を鼓吹し、日本の親友否寧ろ精神的には日本人たる外國人を無數に生産し、有事の際日本の
利害を殆んど自己の利害の如くに感ぜしむる様に誘導することに努力するに違ひないと思ふ。若しさう云ふ余の言を
確立容認せられるとすれば、外交を行ふと云ふことは即ち文化事業を行ふと云ふことに他ならないと云つても必しも
過言でないと思ふのである。現に英吉利の前大使は佛敎の熱心なる研究家であつた。獨逸の前大使は有名な東洋研究
家であつた。それから前佛大使は有名な詩人であつた。最近の佛蘭西大使は七人の日本學生を自分の國に連れて行く
爲めに自ら之を選んだ。露西亞の大使は日本の學者、文學者等を招いて懇親會を開いた。之等の事實は如何に文化事業
に就て、彼等が深甚の興味を持つて居るかと思ふことを證明するに充分であらうと信するのである。

第六 日本に於ける文化事業の重要性

吾人は日本が他の國よりも特に熱心に文化事業を實行する必要があると云ふことを信ずる者である。日清、日露戦争を経て日本の民族主義と云ふものが成長した。併し其の後明治三十七八年以後、日本の國際的地位を確保し向上する爲の帝國外交の基調として、如何なる明確な指導精神があつたか、余は尠くとも其の明確なる存在が把握出来ないのである。若し今日假りに日本は人の口にする外交不安と云ふものに立つてゐると假定すれば、其の外交不安と云ふ事は前述の如き指導精神が缺如して居ると云ふことの現れであらうと思ふのである。一體人間自體と云ふものは色々進歩はするが、其の本質と云ふものは容易に根本的に變るものではない。若し日本の民族主義を今日も尙ほ、其の青年期の如き方向、只管に海外發展の方向に導いて行く事が出来るならば是は洵に結構であるが、それが出来なくなつたとすれば、何處かに方向轉換を尋ねなければ困る。實證哲學を奉ずる社會心理學者は我々に斯う教へる、戦争を無くするにはただ止めると云つたつて駄目である、人間には本來鬭争本能と云ふものがある、それが時間と空間との上に自分の生命を増大させ様とする他の本能と同時に併存して居る、此の鬭争本能と云ふものを戦争に依て満足させることが充分出来ないならば致方がない、此の際はスポーツ、冒険、救世軍、海難救助、消防隊、各般の社會的奉仕、人類共同の敵である傳染病菌の殲滅等を獎勵することに依り、戦争の精神的代用品を考へ出したら宜敷からうと。今日日本學界の長老は學者の總動員に依り國家を救済し様と考へ、智略を運らして居る。余は此の國內學術振興の氣運に結付けるに對外文化政策を以てし、多少誇張に陥るの虞もあるが、茲に文化立國策を提唱し、之をスローガンとして、日本の青年學徒の渾身の努力を傾倒する對象、彼等の鬭争本能を満足せしむる新偶像となさむと欲する者である。彼

等青年の蓄積する勢力のはげきを、其の安全辨を何處かに提供しないならば、日本社會は自力によつて覆滅するなきやを余は敢て杞憂せざるを得ない。

余は今日の日本の行詰つた立場に於ては、一方、東洋學を振興して文化科學に必要な "Seientechnik" を歐米人に傳へ、自然科學上の發明發見を獎勵して物質的生産能力を極度に向上せしめると同時に、他方、對外文化事業に外交の重心を傾かしめ、文化事業を以て國內の智力とそれから經濟力とを總動員して此の方面に於ても日本の星を、日本の運命を、もう一度試すと云ふことを決意することが、刻下の一大急務ではなからうかと思ふのである。我々帝國外務省文化事業部の職員としては、今日は尠くとも經濟政策と、それから高等政策即ち政務であるが、此の兩者に對して鼎立せしむるに對外文化政策を以てすべき秋であると云ふことを確信して居るのであつて、此の意義ある方向轉換に對し各人の賛同と協力とを熱望して止まないものである。(昭和六年六月)

(註一) 一九二七年調印ノ白耳義國和蘭國間ノ智的關係ニ關スル協約ハ左ノ如シ、
前文省略

第一章 一般規定

第一條 本協約ハ白耳義國、和蘭國間ノ智的關係ヲ特ニ交換教授制度ノ確立及ヒ一ハ和蘭國ニ於テ其ノ學業ヲ繼續シ又ハ該國ニ於テ研究ヲ爲サムトスル白耳義國臣民ノ爲メニ同國政府ニ依リテ設ケラレ一ハ白耳義國ニ於テ其ノ學業ヲ繼續シ又ハ該國ニ於テ研究ヲ爲サムトスル和蘭國臣民ノ爲メニ同國政府ニ依リテ設ケラレタル二個ノ資金ノ創設ニ依リ更ニ緊密ナラシムル

第二章 專門委員會

第二條 第一條ニ定メラレタル目的實行ノ爲メ兩國間ノ智的關係ニ關スル問題ヲ審査シ右關係ヲ發達セシムルニ適當ナル措置ヲ進言スルヲ任務トスル一常設專門委員會ヲ設置スヘシ

第三條

一、第二條ニ規定セラレタル委員會ハ二部ニ分タレ一部ハ「プリユツセル」ヲ他ノ一部ハ「海牙」ヲ其ノ所在地トス各部ノ委員數ハ追テ協定セラルヘク委員ハ各自耳義國ノ科學及藝術大臣及和蘭國ノ教育藝術及科學大臣ニ依リ任命セラルヘク其ノ任期ハ三年トス任期ノ終ニ於テ其ノ任命ハ更新セララルコトアルヘシ任命ハ他國ノ政府ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

二、各大臣ハ其ノ國ヲ所在地トスル部ニ關スル限り現行關係諸法規ニ遵據シ委員會委員ニ支給スヘキ旅費、滞在費、日當ヲ定ム

三、委員會總會開會ノ場合ニ於テハ人件費ハ各關係國ノ負擔トシ物件費ハ委員會ノ開會アリタル國ノ負擔トス

四、白耳義國科學及藝術大臣及和蘭國教育、藝術及科學大臣ハ各自國ニ於ケル部會ノ議長タルヘシ然レトモ其ノ任命シタル副議長ヲシテ代行セシムルコトヲ得

五、兩大臣ハ部會ニ委員會員ニアラサル書記ヲ隸屬セシムルコトヲ得

六、諸部會ハ特殊ノ問題研究ノ爲メ外國人ヲ部會ニ參加セシムル様各其ノ政府ニ建議スルコトヲ得

第四條 委員會總會ニ於ケル用語ハ佛語タルト和蘭語タルトヲ問ハサルモノトス白耳義部會及和蘭部會トノ間ニ於ケル書信ノ

交換並ニ委員會ト其ノ部會トノ間ニ於ケル其ノ他一切ノ關係ニ付テモ亦同シ

第三章 教授ノ交換

第五條 大學其ノ他高等教育機關ノ教授又ハ講師ノ交換ハ白耳義國ト和蘭國トノ間ニ行ハルヘシ一方白耳義人他方和蘭人タル二名ノ教授ハ一年ノ一部分ノ期間又ハ滿一年ノ間能フ限り互ニ代行スルカ又ハ少クモ類似ノ地位ニ就ク様招聘セラルヘシ之等教授ノ興フヘキ授業ハ一定ノ題目ニ關スル日課又ハ講演ノ少數ヨリ成ル此ノ授業ハ教員ノ部ニ入ラサルモ而モ學者ニ依リ組織セラレ又ハ智的事業ニ於テ著名ナル設備又ハ協會ニ屬スル者ニ依リ與ヘラルヘシ

第六條

一、第五條記載ノ教授ノ任命ハ左ノ手續ニ依リ之ヲ爲ス

白耳義科學及藝術大臣及和蘭教育、藝術及科學大臣ハ各自國內ニ於テ大學教授、學者、著名ノ藝術家カ必要ノ場合他國ノ大學又ハ高等教育機關ニ於テ講義又ハ講演ヲ爲ス意思アリヤ否ヤ回示スル様彼等ニ照會スヘシ

二、兩大臣ハ各講義又ハ講演ヲ爲スコトヲ承諾スヘキ者ノ人名簿ヲ作成セシムヘシ

三、該人名簿ハ各教授カ撰擇シタル講義又ハ講演ノ題目ヲ表示スヘシ該人名簿ハ三年ノ期間效力ヲ有スルモノトス

四、此ノ二種ノ人名簿ハ追加ヲ妨ケサルモノトシ第二條ニ定ムル專門委員會ノ他國部會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

諸部會ハ該名簿ヲ兩國ノ大學及高等教育機關ニ送附スヘシ

五、白耳義大學及和蘭大學ハ其ノ招待セムト欲スル者ヲ選定スヘシ

六、專門委員會部會ハ毎年白耳義大學及和蘭大學ノ要求ヲ審査スル爲メ五月又ハ六月ニ於テ會合スヘシ

第四編 文化外交

白耳義部會ハ白耳義教授ニ關シ和蘭部會ハ和蘭教授ニ關シ各翌年分ノ確定名簿ヲ作成スヘシ

第七條 教授ノ交換ニ要スル經費ハ教授ノ本國ノ負擔トス

兩國政府ハ右經費ノ額及支出ノ方法ニ關スル特別規程ヲ作成スヘシ

第四章 資 金

第八條

一、白耳義國政府ハ和蘭國ノ大學若ハ高等教育機關ニ於テ其ノ學業ヲ繼續シ又ハ同國ニ於テ研究其ノ他ノ事業ヲ爲サムト欲スル博士若ハ學士若ハ著名ノ藝術家ノ爲メニ一ノ資金ヲ設定スヘシ其ノ額ハ追テ協定ニ依リ之ヲ定ム

二、相互的ニ和蘭國政府ハ白耳義國ニ於テ同様ノ研究又ハ事業ヲ爲サムト欲スル博士若ハ學士若ハ著名ノ藝術家ノ爲メニ一ノ資金ヲ設定スヘシ其ノ額ハ同一ノ條件ニ從ヒ之ヲ定ム

第九條 各國政府ハ第八條ニ定ムル資金ノ授與ノ爲證據スルコトヲ必要トスル條件ヲ決定シ且資金支出ノ方法ヲ決定スヘシ

第十條

一、第八條ニ定ムル資金ノ受領有資格者ハ第二條ニ定ムル專門委員會部會ノ提議ニ基キ當該國政府之ヲ指名ス

二、該指名ハ他國政府ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 省略

第二章 日本學及び東洋學の提唱

(對外文化事業の指導精神)

自然科學と人文科學とを問はず學問が益々分析的となることは殆んど必至の傾向であるかに見える。然るに人間にも^{ガツメンシユ、マイルメンシユ}全人と部分人とが機微の關係を以て對立して居るように、現象にも全體現象と部分現象とが對立し、經濟學者は經濟人に絡まる經濟現象を、宗教家は宗教人の生起する信仰の現象を、社會學者は或は倫理人或は生物人の道德生活或は生存競争を、法律學者は法律人の法律現象を夫々研究して居るのである。鹿子木博士が生物學的志、經濟的志、認識的理論的志、藝術的志、宗教的志、道義的志等を區分したる上、是等の志が相關聯して我々の心を形作つて居ると説いた其の前半も亦同一意義である。従つて各學問の分科が吾々に與ふる認識は、限定された其の各々の固有の領域に於て充分の妥當性を持つて居るのであらうが、其の相互關係、序列關係が不明では是等の部分的眞理を注入せられる學生の頭腦は必然的に無政府的混亂に陥らざるを得ない。茲に於てか今日極めて卑近で而も經濟的民主主義—社會主義は人間の本性に制約されて結局茲に墮ちて來るのであるが—の要望せられる現代社會に於て一面的に相當の妥當性を持つマルクス經濟學—革命理論としてのマルキシズムの徹底的に排撃すべきは云ふ迄もなし—が文部當局の教育方針に拘はらず跋扈して思想國難が叫ばれ、官學の權威は動搖し、此機會に乗じて智、情、意の統一された人格者

が吉田松蔭の松下村塾、西郷南洲の私學校に似たる私塾に於て學生を誘掖する様になつたのは決して偶然でない。蠶が繭を造つて蛹となつて其の内に籠城して居るが如くに、蛹學問が今天下に横行して居るのである。當面實際の外交、政治、財政、經濟問題等の國民死活問題に關する一部學者専門家の言論が、靜的部分的假設的問題を取扱ふ場合と異なりて、往々にして權威を缺くものあり、時として甚しき脱線を取つて居るのを見る、其の根本的普遍的原因是實に茲に存するのである。

前述の分析的研究の結果から生じた無政府的混亂状態を除去する爲めに今や渴仰されて居るのが「東洋流の聖智」である。東洋流の思索は分析的研究に進むと同時に綜合關係に留意するものである。陰陽を究明すると同時に太極を忘れない、論理の極端に走らずして先天的要素たる理念や情操やの制約を受容れる。故に孔子も釋迦も中道實相を離脱せず、前者の實踐倫理的政治學、後者の人生觀は普遍的妥當性に富んで居て、萬世の至聖たり、祖師たるに恥ぢないのである。

斯くの如くであるから物質文明に行詰つた西洋人の東洋文化に對する憧憬は近年異常の勢を以て勃興し來り、石田幹之助氏著「歐人の支那研究」にも明らかであるが如く「光明は東より來る」と云ふ、東洋研究は益々隆ならむとし、今回の滿洲事變より聯盟脱退に至る迄の日本國民の沈勇は恐らく世界七不思議の隨一となり、一層日本に關する研究をも勃興せしめるに至ること、信ぜられる。余輩は從來より我が對支文化事業は是非共對世界文化事業に擴大せられなければならぬと信じて之を主張し來たつた者であるが、日本朝野の此の問題に關する認識は近來とみに充實し來つ

て、例へば國際文化局と云ふが如きもの、設置が子爵岡部長景氏、中村嘉壽氏等に依り貴、衆兩院に於てさへ要望せられるに至つたと云ふことは余の頗る欣懐とする所ならずんばあらず。而して輓近來朝の洪牙利の東洋學者ヱ、リイ君が東洋文化を發揚し、東西兩系統の文明を比較研究し、人類の思想文化の一元たる所以を發揚する爲め、日本に於て東洋文化の研究者を總動員して全國評議會を組織し、追而之を國際的に擴大せむことを提唱したのも亦此の趣旨に出づるもの、如くである。併し此處に吾人が注意しなければならぬ重要事がある。而して此の重要事が、鹿を追ふ獵夫山を見ずの理で分析研究家に依りてや、もすれば閑却せられむとするは、余輩の如き門外漢をして尙ほ警鐘を亂打せしめずには措かない所以である。

一應の認識から言へば、又大體の見地から見れば、支那學 Sinology は即ち東洋文化の研究であり、即ち東洋學である。支那學以外に東洋學は存在しない、東洋文化を研究すると云ふことは支那學を研究すると云ふことに過ぎない。斯様な見方が支那人の自然の見解であることは云ふ迄もない。今手近な例を引用せむに嚴恩椿著「門戶開放政策論」に孔子や老子の地位に就て大に述べ立てた後、次の様に云つて居る。

「藝術文化の卓越せるが爲めに支那の文明は紀元一世紀の初めに於て遍く東亞細亞に廣布し、蒙古人、滿洲人、朝鮮人、日本人等は其の文化の流を黄河及び揚子江間の文明から汲んでゐる、是等の諸民族は文字、哲學、文學、宗教、習慣、傳統等を支那から借りて來て居る。」

嚴恩椿の言ふ所は決して全體的に妥當性を缺いてゐる次第ではなく、大部分の眞理がある。學士會月報大正十三年

十月號所載岡部長景子の講演速記には「直接に或は朝鮮を経て間接に日本に入來つた支那文化が日本文化の基礎をなして居ることは歴史上明らかなる事實である、支那文化を度外視して果して何程の日本獨特の文化が存在するであらうか、漢字を除いて日本の文章は成立し得るか、古來日支兩國の關係を同文同種なる語で表明して居るが、同文なる言葉は頗る陳腐であるけれども事實は即ち事實である」と記述せられて居るけれども之が爲めに一も二もなく日本は中國文化の裾野又は植民地にされて仕舞はれ易く、西洋人は大體此の考へになつて居る。斯くて東洋學と言へば支那學と云ふ風に考へる傾向がある。日本人中にも此の考へに對し何等の反作用を起さない人士が頗る多い。國學者の排撃する物徂來の如き其の甚しき者である。中山久四郎博士は「楠公孔明優劣論を論ず」の一篇に於て「昔時の漢學者及び佛徒の一部には或は印度と支那とを尊重し過ぎて、我國を東夷と稱し、又は粟散邊土などとよぶ者があつて、内外本末の辨を知らない憾みがあることがあつた」と喝破されて居る。而して今日日本の學者の爲す所は一部識者の指摘する所の如く、甘んじて支那學の分析研究に没頭し、支那の提灯を持つことに終始せむとしてゐるかのようである。各般の東洋學研究に關する學界の趨勢も亦之を證して餘りあるかに見える。尤も對支文化事業文けならば夫れでもよいとすまして居られるかも知れない。然し輓近思想的無政府狀態に對する反動として日本主義、日本精神等の提唱せられ、之を指導原理とする社會運動さへ起り來りつゝあるに鑑みれば、前述の如き中華崇拜、日本文化の否定が吾人の満足すべきものでないことは明瞭であつて、特に對支文化事業を對世界文化事業に擴大すべしと主張する余輩の如きは、文化的日本の否定を斷乎として排撃せねばならぬことを堅く信ずるのである。

田中館博士は、國際聯盟の智的協力委員會の議事録に據るに、同委員會に於て日本こそ東西兩文化の融合地點であるとの意氣を以て次の様に述べて居る。

「田中館委員は中國教育考查團の派遣を依頼した中國政府、及び之に應諾するに決した聯盟理事會に祝辭を呈したる後、日本は諸種の文明の協同工作上東西兩洋の仲介者たらむことを以て自任し、東西兩文明の確乎たる聯携を實現する漆喰であると主張した。」

若し右の田中館博士の主張する所が空氣焔でないならば、夫れは余の言はむと欲する所と一致するものであつて、其處に余輩が明瞭に意義を措定して日本學及び東洋學を提唱する所以が存在する。元來民族なる概念は文化的觀念である、特殊の文化型 (Kulturtypus) がなくして民族の存在を想定することは出來ぬ。尤も文化地域なるものは民族國家の領域とは一致しなく、西歐羅巴文化地域中にチュートン文化地域、ラテン文化地域、西スラヴ文化地域等を區別することが出来るが、此の事實は過半數の民族の存在が不鮮明であるか、其の民族が植民地か少數民族の地位を占める資格しかないことを證明するものである。

亞細亞に於ては學者は印度文化地域、東亞細亞文化地域、中央亞細亞文化地域を區分し、東亞細亞文化地域の内に支那を中心として之に朝鮮、日本を加へて居るのであるが、茲に大なる誤謬がある。日本人は同文同種の文字を往々其の意味を正確に限定せずして愛想の意味で之を使用するのであるが、之は大なる過失である。羅馬字運動が萬一成功して、日本が羅馬字を萬一採用したと假定して、爲めに文化的に西洋と日本とは同文なりと云ひ得るであらうか、余

は斷然其の然らざるを信ずるものであつて、文字の如何は歴史的に文化階梯 (Kulturstufe) を示すも決して文化型を變更するものでなく、日本文化は飽迄日本文化で、漢字が日本に入つた後も、我國の文化型は依然變更して居らない。其の證據には第一に古神道、祝詞、宣命を見るがよい、次に古事記、萬葉集を見るがよい。言語學上から言へば支那語と日本語とは全然別個の存在である。同種と云ふ言葉の種と云ふ文字は黄色人種と云ふ意味なら首肯されるが、同一民族と云ふ意義ならば全然誤謬であつて、民族として支那と日本とは矢張全然別異の存在である。

一 民族の文化と他の民族の文化とは兩者の交通に依りて茲に或種の交渉を生ずる。其の交渉が相互的同時的であれば文化交叉を生じ、之に反し其の交渉が一面的であれば茲に文化の承繼又は受容を生ずる。其の結果文化の同化作用が行はれて、文化の内容は擴充され文化階梯は次第に推移向上して行く。

文化とは人力に依つて自然を或る目的理想に向はしめる過程を意味する。而して文化を對象とする人文科學の特質は哲學、倫理學、宗教、美學、歴史學、社會學、心理學、教育學等の如く自己意識即ち民族主觀の參加して之に獨立性、特異性を賦與するに依つて成立つ點に在る。精神的文明なる文字が此の意義を明徴にしてゐる。日本民族には果して自己意識があつたかなかつたか。余は其の儼然たる存在があつたと堅く信ずる者である。加之余輩は日本文化を特色づける國民精神の比類なき迄に強烈なるものがあつたと信ずるものである。前述の如く古事記や萬葉集は語部(カタロク)の家に秘藏さるべきものでないから、漢字の音義を藉りて書き表はしたものに過ぎない。其處に存在する天地創造説や人生觀や或る時期迄は尠くも全然日本に固有のものである。日本國民は上代帝國主義を朝鮮に行ふ途上、朝鮮や支那の歸化

人から買物として儒教や漢字を献上させて之を所持したに過ぎない。夫の科學的證據なきに揣摩臆測を逞しうして、日本の神話を希臘、印度等の夫れに結付けむとするが如きは僻事である。日本書紀は漢文でこそあれ、其の精神は史記でも儒教でもないのである。日本人は如何に自己意識の制約を以て外來の文化を同化して行つたか。漢文には返點送假名が附せられ、訓が採用され、果ては假名が案出された、而して古今集及び其の序文を産む迄に醇化されて行つた。佛教は如何にして日本に弘通せられたか、難波の堀江に投ぜられた佛像が大伽藍の内に復辟する爲めには本地垂迹説や、神佛混淆論を必要とし、聖德太子に依つて國教の地位にまで高められ、其の四海同胞主義的性質を拔取られ、佛教は結局國家鎮護の宗教となり、國家本位の役務に服することになつたのである。茲に働いた日本民族意識の統制力は頗る強烈であつて、明治維新の王政復古の精神は此の固有精神を思慕するの餘り廢佛棄釋に及んで居る。儒教に至つては其の説く所が日本の國家精神及び組織と調和する點多きが故に頗る世に行はれたのであるが、夫れでも「匹夫紂を誅するを知る」とか「仁者は王なり」とか云ふ様な變世革命の思想は嚴に排斥せられ、老莊の様な無政府主義的の思想は日本に於て餘り受容せられなかつた。山崎闇齋の如きは「若し孔子孟子が日本に攻めて來たなら、斷然迎撃して之を擒にし、以て國恩に報ぜん」と説いたのである。而して日蓮の國家主義の佛敎や、國學者に依る國學の復興や、儒者の尊王賤霸の大義名分論は竟に國難を克服し、王政復古を促進したのである。支那文化の輸入以來明治維新まで我國の文化は外來文化を同化して其の内容を充實し文化階梯を高めては來たが、文化型の本質は決して減損されてゐない。今日に於ける支那の國家社會と日本の國家社會とを比較すれば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあらう。見よ山鹿

素行は「中朝事實」自序に於て我等の生を此の世に享けた「中華文明の土」たる日本國の、その「中國の水土」の「萬邦に卓爾」たる事實が齎らす「人物の精秀」、「神明の洋々」、「聖治の綿々」、「煥乎たる文物」、「赫乎たる武徳」、これら「皇統の實事」に於ける特殊性、而して是が齎した我が儼然たる「中朝事實」たることを神嚴の感を以て再認識して居るのである。

歴史は時間の秩序に従へる大我—普遍我に歸一せる個我—自身の認識である、クレマンソーが吾人は歴史に依り祖先に依り制約せられると説いたのも此の理である。我が民族精神一名大和魂は大和民族の人格統一の精神能力として、神武天皇の養正建國の詔勅、聖德太子の憲法十七箇條、明治大帝の教育勅語に綿々として流れて居る。聖德太子は、當時世界の天子を以て自任して居た隋の煬帝に對し、「日出處の天子」、「日没處の天子」に書を致すと仰せられた。斯くの如きは完全なる自己主張本能の發露であつて國家主權の獨立、絶對、最高性に徹して居なければ言へる文句ではない。煬帝が喜ばなかつたのも決して無理ではない。聖德太子も後には氣の毒に思はれて「東天皇」より「西皇帝」へと改め給ふた。吉備眞備は安祿山の亂に依り唐の天下が亂れるや、其の影響の帝國に及ぶべきやを憂へて九州太宰府の一帶の邊防を嚴にしたのである。弘法大師や阿倍仲麻呂は支那への留學生であつたらうが、實は交換教授以上の仕事をして居る。菅原道眞が遣唐使の不必要を力説されたのも、最早日本文化の自給自足し得る域に達してゐることを信じたからであつた。元寇の亂、相模太郎は元の使を斬ると同時に、朝鮮に海軍を派遣して敵を待つゝ態度に出て居る。現代の日本政治家中這般の經綸ある者果して幾人かある。

泰西文明の輸入は日本文化の第二段の躍進の動因となつた。西洋物質文明は極めて迅速に帝國に依つて採用せられ、我國の制度文物は勿論學術技藝が歐米の先進國に追隨し得たのは、つい昨日のことである。而も日本家屋には一間位の洋館が調和する様に聯結され、和漢洋の書籍は同一の書架に陳列せられ、洋服と和服とは交互に使用され、洋食は合の子辨當となり、日本人は「日本人の妻、西洋造の家、支那料理」の三者を齊しく享有し得る特權を持つ様になつた。而もマルキシズムの跋扈等に依る思想の無政府的混亂状態は猛烈なる反作用を惹起し、輕佻浮薄なる近代青年や近代女子は淘汰され、歐化主義の度を越えむとするや正氣時に光を放ち、沒我的協調外交の後に滿洲事變を契機として日本主義、日本精神は再び高調されつゝある。此の最近六十年間の歐化主義の嵐を通じて民族精神は確に健全なる制約力を働かして居ると認められる。

以上の余輩の認識に過誤がないとするならば、吾人は茲に日本學の存在を提唱し得る、日本學は大和學とも云ひ得べく、*Nipponology*, *Yamatology* と英譯することが出来る。

英國に英國學なく、佛國に佛蘭西學なし、焉ぞ日本學を言ふの要あらむやと言ふ者もあるかも知れないが、余の見解に従へばカント、ゲーテは獨逸學で、シエクスピア、ロックは英國學で、ラシンヌ、モリエル等は佛蘭西學である。加之現にライプチヒ大學に於てユーバーシャル教授は日本學の講座を開き、東京の日獨文化協會に應ずる日佛會館には佛蘭西學長が置かれて在る。余輩が慮れることは彼の浮世繪の歴史が示す如く無識空腸の日本の一部學界が日本學なる名稱と其の内容とを外國人から教はるに至らむことである。日本學の第一階梯は古事記、萬葉集時代迄である。第二階梯は支那文化の輸入より徳川末期迄である。其の第三階梯は明治維新より今日に及ぶ時期である。第一階梯に於

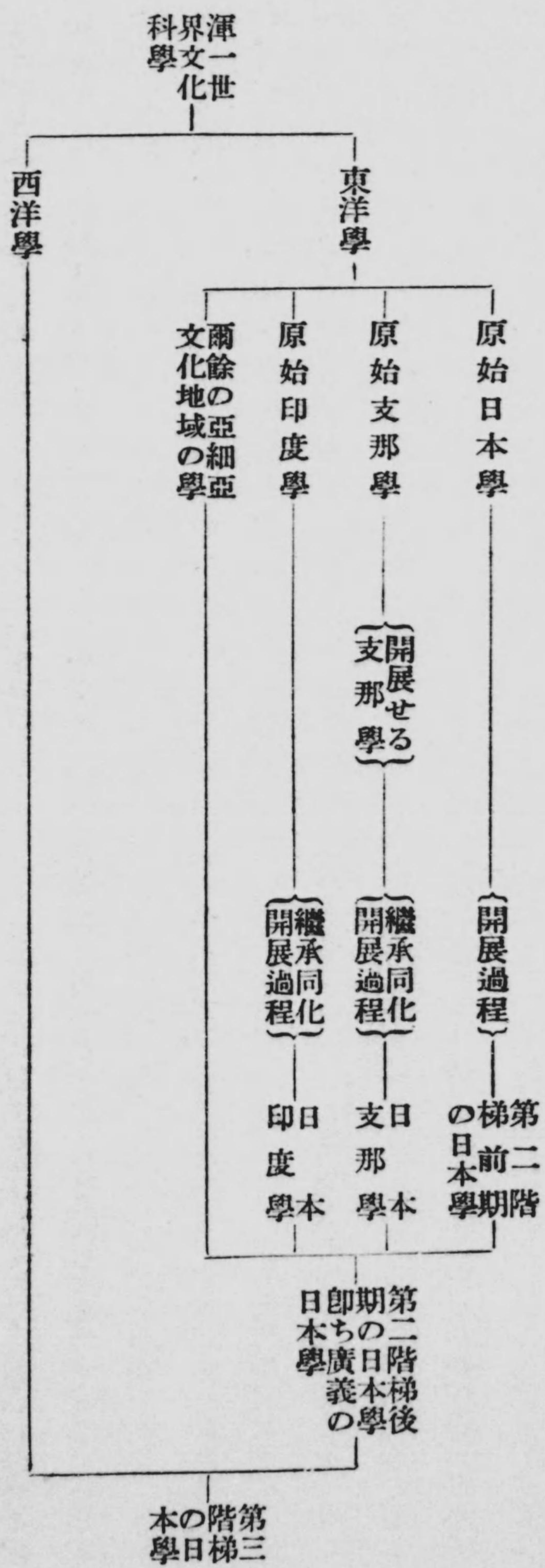
ける固有の意義に於ける日本學即ち原始日本學は原始支那學、原始印度學（インドロープ）と對立する關係に在る。固有の意味に於ける日本學は日本の原始文化を研究するに在る。或は特に此の原始日本學丈けを「ヤマトロヂー」と命名することも出来る。第二階梯の前期に於ける日本學は充分醇化された日本印度學及び日本支那學と共通するものを持ち是等を統括しつゝ尙ほ是等と相互に對立して居る。第二階梯の後期に於ける日本學は (イ) 第二階梯の前期の日本學 (ロ) 日本支那學 (ハ) 日本印度學を統括して其の上に止揚せるものである。故に此の階梯の日本學即ち廣義の日本學は即ち東洋學であると言ひ得る。「Sciences of Orientalism」又は「Oriental humanistics」の文字は頗る不完全であつて、余輩は「Orientalology」の語を提唱する。従つて Orientalist なる文字は Orientalologist と改められねばならぬ。

勿論東洋學會の東洋學、東方學院の東方學等の文字は吾人の熟知して居る所であるが、其の何を意味するや吾人は知らない。事實上は寧ろ支那學を意味する様でもある。是れ吾人の東洋學が新しき外延と内包とを以て廣義の日本學と同一物と識認されて、正確なる意義を賦與されて生れ出でなければならぬ理由である。余輩は中學時代に茅原華山氏の東西文明推移史論と云ふ書を繙いたことがある。東洋文化は雲山の南及び黃河の邊より東漸して全部日本に集大成され、泰西文化は埃及希臘より西漸し、米國を経て日本に渡り、茲に東西兩文化が融合され、茲に渾一の世界文化が日本に於て織出されると云ふ思想であつた。今日東京の市街と其處に住む文化人とを觀察すれば、其處には稍々不調和の點を藏しつゝも兎に角融合の途上に在る渾一世界文化を吾人は見るのである。けれども光は東方より言つて吾人の國を慕ひ來る西洋の巡禮には差當り廣義の日本學即ち東洋學を系統化して眞に權威ある綜合的東洋學大系

十有餘の各部門に就き數十卷を編纂英譯し、之を示してやれば充分である。未だ世界文化の學は帝國の文化外交の對象となる程度まで熟して居らない。

ヘデン、ベリオ、マスペロ、スタイン、ヴァリイ、アッカン、リサン等多數の東洋學者（オリエントロヂスト）が相尋いで日本を訪問して居る。生命線内に追ひ詰められたことを意識したとき世界の輿論を一蹴してダイナマイトを抱いて千萬人と雖も我往かむの概を示し、聯盟脱退に熱河討伐に其の國民性の強靱性を示した日本民族は或は世界の禮讚の的となり、最初に好奇心、次に研究心を刺戟することゝなるであらうと思はれる。其の際泰西から來る巡禮達に日本學（原始日本學及び廣義の日本學）を示すことが出來ずして、日本の文化は支那文化の裾野である、其の文化的植民地である、支那學を除きて日本學なしと云ふことは誠に恥かしき次第ではないか。斯くの如き考へが支配するならば漢學者、支那學者は在歐米の同胞有識者が非難する如く、支那の提灯持に終始し、國學者は存在の意義を失ひ、日本の一般的對外文化事業などは全然無意義な蠢動となるであらう。斯くの如きは非常なる自己否定自己抑遜であつて、又歴史上の客觀的事實とも一致しない。現に印度學と言つても要するに佛教のことであるが、大乘佛教は日本を描いて他に求めることが出來ぬ。而して原始佛教も日本佛教も共に日本に榮えて居る。儒教其の他の支那學と雖も極端なる歐化主義から舊物破壊を事とせる新支那に於ては、もはや滅びむとして居る。而して日本には原始儒教も日本儒教も共に研究せられ實踐されて居る。従つて佛教でも儒教でも實踐と理論とを兼ねて把握し、之を實生活の内に生かしつゝあるものは、世界中たゞ日本あるのみである。日本の學者は實に此の意味に於て世界の至寶である。茲に於て東洋學の部分たる支那學印度學を修め

むとする者も亦日本に留まればよいのであつて、支那印度には歸途遊覽の爲めに立寄ればよいと云ふことになる。
以上余が述べたる所を試みに數學的公式を以て示せば次の如きものである。



以上の意味に於て日本は斷然日本學及び東洋學の「メッカ」であり、之を世界に光被せしむるものは日本學界の使命である。此の意味に於て余は門外漢として大膽過ぎると思ふが、敢へて日本學と東洋學とを提唱せむと欲する。蓋し斯くの如き天の使命を悟らずしては、日本の對外文化事業は全く活精神を缺如せる生ける屍となるを虞れるからである。

余は勿論以上余の説く所が日本學界一部の通念に反し、一つの目的的主觀に従つて故意に學問を定型化せむとする邪説として異論の少なからざるべきを豫想するものである。然し此の通念に引摺られて行くならば、而して將來の曖昧な東洋學又は支那學の詮索に終始するならば、骨董趣味としての文化事業は成立し得るとしても、國策に貢獻する日出文化外交の手段として一般對外文化政策を想定し、國際文化局を設置するが如きは全然無意味の業と化すべきことを余輩は大に虞れるのである。とは云へ、余輩は決してシ・ウヴィ・ニズムに墮せむとするものではない。願はくば帝國に於ける國學者、漢學者其の他一切の人文科學研究家の共鳴を克ち得むことを。(昭和八年三月)

第三章 獨逸の對外文化政策

(本章は獨逸外務省前文化局長ハンス・フライタック氏著 'Über deutsche Kulturpolitik im Ausland' の全譯である。)

戰前獨逸に於て世人は所謂高等政策と經濟政策とを區別對立せしめたが、文化政策の觀念を明確に把握するには至らなかつた。然し乍ら一國民は其の世界的威信を高めむが爲めに唯に經濟的膨脹及び軍備を必要とするのみならず、尙ほ自己の形質及び實體が他國民に依つて正當に批判せらるゝことを必要とするとの見解は漸次獨逸國內に瀰漫するに至つた。此の確信は嘗つて一九一三年帝國宰相ベトマンホルウェヒがラムプレヒト教授に與へたる書翰中に於て、最も高調力説せられたる所に屬し、該書翰中に於て本問題の重要性は遺憾なく分析説明せられた。文化政策の必要に關する獨逸國民の理解力の缺乏は、吾人の武力に對する幼稚なる信賴及び吾人の特異性に富めるも尙ほ調和均整及び能動的暗示力に缺如せる獨逸文化に之を歸すべきものにして、爾今此の問題の十全なる解決を期せむとせば、全國民の協力を以て之に當るの必要あることを俟たぬ。

以上の精神を以て活動を開始せる吾人は、海底電線の敷設に依つて英國人の通信機關獨占を破壊せむと欲し、之が爲めには多大の努力を拂つたけれども、此の外諸外國に於て系統的に文化政策の普及運動を試みること少く、精々外國に於ける學校制度に注意を拂ひ、獨逸帝國及び普魯西が諸外國に於て一、二の自然科学研究所を支援したるに過ぎなかつた。當時文化事業の爲め巨資を必要とするが如きことがあれば、所要經費は皇帝の御手許金、政府の特別交

附金又は私人の寄附金に依つて之を支辨する外、他に方法がなかつた。世界大戰に入るや、獨逸帝國は自國が萬國の眼底に如何に映じつゝあるかを卒然として認識した。按ずるに吾人の惡評を蒙れるは必ずしも政治的目的より出でたる敵國側の惡意の戰時宣傳の普及に歸すべきものでなくて、寧ろ中立國の各界に於ける獨逸に關する無理解に之を歸せねばならぬ。吾人は戰時中突嗟の間に宣傳行動を開始せむとして狂奔したけれども、斯くの如きは眞實の成功を博する所以ではなくて、勿論其の成果として見るべきものゝなかつたのは當然である。

世界大戰に依つて奈落の底に投ぜられた吾人は、再び其處より起ち上らむとするに際し、過去の尊き經驗より教訓を受け貧窮と軍備撤廢とに拘はらず、國際社會に馳驅して吾人の正に値する地位を獲得しなければならぬ。如上の基礎觀念より出發したる獨逸外務省は、其の部内の一局として文化事業部を設け以て専ら文化政策遂行に従事せしむるに至つた。此の部は實に獨逸國民の一切の文化的活動より發する一切の光明の焦點となり、之を集成して再び外國に光被せしむる關門となり、常時國の内外に於て文化的活動に従事しつゝある官公私の施設と密接なる連絡協力を保つべきものである。

外國に於ける獨逸學校は、實に吾人の一切の文化政策の中軸にして、其の保護獎勵の必要に關しては夙に獨逸朝野の明解したる所である。

既に獨逸帝國成立前普魯西王は、同國新教會の最高僧正を以て任じ、外國に於て學校を經營しつゝある教會に對して獎勵金を下附してゐた。帝國成立後も該慣行は踏襲せられたけれども、獎勵金の額は非常に少額となつた。世界

大戰勃發直前の十年間に於ても、外務省法務部に屬した學事課の支出は極めて僅少であつて、當時同課課長は小心翼翼、帝國豫算中に二十萬馬克を計上せしめ得たことを以て至大の成功と揚言した程であつた。後日政府は漸次新教諸學校以外に、猶ほ舊教諸學校及び宗教無關心學校をも支援するに至つた。然れども當時の教育事業は外國に於ける獨逸人子弟に、民族的教育を施すに止まり、高等専門教育機關の設置は贅澤視せられて、在外獨逸諸學校へ當該國の兒童が入學せむと欲する場合には、寧ろ之を阻止するに努めた。斯くの如き事態は第二十世紀の初頭、獨逸皇帝の近東旅行に侍從したビュロー侯が一世の慧眼達識を以てコンスタンチノープルに於ける獨逸諸學校が文化政策上重大の使命を負ひ、深甚の効果を收めつゝあるの事實を看取して以來一變した。斯くて大戰前の十年間に於て獨逸帝國政府及び獨逸實業界有力者の後援に依り、支那及び近東に於て十有餘の獨逸學校は設立せられ、該地方の青年が獨逸大學及び高等工業學校等に入學するの便に資せられ、短期間に在外獨逸學校は全世界を點綴し、外國子弟を驅りて獨逸語、獨逸文化及び獨逸科學に向はしめた。當時對外獨逸學校協會は如上の事業を翼賛し多大の貢獻をなしたが、右協會は後に至り“Verein fuer das Deutschum im Ausland”と改稱した。

戰爭勃發に依つて、獨逸文化採用の爲め諸外國に設立せられた學校は閉鎖せられ、獨逸植民地所在の諸學校は喪失せられ、白耳義、伊太利、土耳其等に於ける獨逸學校は閉鎖又は廢校の厄に遭つた。たゞ和蘭、西班牙、墨西哥の中立國に於て獨逸諸學校の存續擴張せらるゝものあつて聊か吾人を慰藉するものあつたけれ共、概して戰爭末期に於てはさしも榮光に輝いた在外獨逸學校制度も空しき殘壘を留めるに過ぎざるに至つた。但し他面に於て戰前其の例のなかつ

た、新式在外獨逸學校はヴェルサイユ條約に依りて、外國籍を取得せる獨逸少數民族に依つて其の出資及び當該國の補助金を以て設立經營せられるを見る、此の獨逸少數民族學校ドイツエミナシタルハイツシュールに對しては政治上の考慮もあり、旁々獨逸國として私人に寄附を勧誘して醸金せしめたるに過ぎない。爾餘の一般在外獨逸學校は國權喪失等の政治的原因並に在外獨逸人の人口減少及び窮乏に依り經營頗る困難となり、戰前の盛況に恢復するのは容易の業にあらず、さは云へ白耳義及び埃及以外に於ける従前の獨逸諸學校が漸く開校の運びとなり且つ多少の新獨逸學校の設立を見るに至つたのは聊か慰むるに足る。特に新設學校が從來の面目を改めて獨逸本國の學校と密接に連絡するに至り、其の十校が大學無試験入學檢定試験執行の權能を認められたのは特に慶賀に値する。然し資金缺乏の爲め未だ學校の新設又は再開に遺憾なきを期し得ざるは嘆はしきことである。

在外諸學校に財政上の援助を供するは必要であるが、其の授業の効果を増大することは一層必要である。之が爲めには優良の教師を得るの必要ありて人選宜敷を得ると否とは學校の運命に關する。而して之が爲めには外國に勤務せる教師の歸國後に於ける地位の保障、海外派遣教師の俸給の調節、其の恩給問題等種々困難な技術上の問題を解決することが必要であり、公認せられたる在外學校の大學無試験入學、檢定試験及び卒業試験は内務省の監督に歸し、其の補助機關として國內教育行政上にも貢獻しつゝある一諮問委員會があり、外務省には從來在外獨逸學校監督事務に關する相談役があつて學界及び富者階級の右學校に關する興味を喚起するに努めてゐる。由來諸外國政府が範を獨逸に採らむが爲めに學校問題、教員問題等に關し吾人の助力を求め近東諸國、支那等より學生の寄宿舎收容を求め、諸

國教育家の獨逸教育機關視察を希望する者あるは吾人の衷心より歓迎するところである。

吾人の對外文化政策の一大要素は獨逸の科學である。我が考古學研究所は夙に海外に喧傳せられ、既に百年前在羅馬獨逸公使の提唱に基き英、佛、伊三國學者の協力を得て設立せられた考古學研究所はキャピトルに近き在羅馬獨逸大使館の近傍に設置せられたがヴェルサイユ條約に依つて其の建物は沒收せられ、研究所は獨逸人教會内に移轉を餘儀なくせられた。而して輓近伊太利政府が該研究所設立用敷地として吾人に土地を寄贈せむとするの好意を表明せるは、獨逸學術尊崇の象徴として之を歓迎し、要費を得て其の新築實現の速ならむことを希望して止まない。羅馬考古學研究所に對立しては亞典考古學研究所があり、最近其の百年祭に當りて希臘政府は該研究所新築用敷地として吾人に土地を寄贈した。以上の兩研究所は在フランクフルト古代羅馬獨逸研究院 (Institut der Römisch Germanischen Commission in Frankfurt) と共に在伯林總本部に隸屬せるものである。埃及學に關してはカイロに一の研究所があり、同じく總本部の管轄に屬してゐる。戦前に於ける之等諸研究所の顯著なる業績は暫く之を歴史に譲る。戦後に於ては我國の財政窮乏甚しく、爲めに是等研究を一應抛棄すべしとの論行はれたが幸にして其の事なく、是等研究所は最近漸く其の活動力を恢復し、戦時及び戦後に互り考古學は時空的に其の領域を擴大し、未知の世界は知覺の範圍に入り、有史以前の一部は歴史時代として識認せられるに至つた。加ふるに古代に關する科學 (Altertumswissenschaft) は勿論、特にヴィザンチン及びイスラム文化の開拓を目的とする新研究所はコンスタンチノーブルに設立せられ、波斯に於ては夙に獨逸學者の活動するあり、何等かの形式に於て恒久的研究機關の成立を翹望してゐる。今春四月舉行の獨

逸考古學研究所百年祭は、考古學の國際的意義及び斯學に於ける獨逸學界の指導的地位を充分明徴ならしむるに足る。

轉じて爾餘の科學研究所に言及せむに、西班牙及び南米諸國の文化の重要性の認識は、在マドリッド歴史研究所の設置となり、後に在バルセロナ獨逸學術情報局之に從屬するに至り、尙ほ葡萄牙コインブラ大學獨逸學會 (Instituto Alemão) 及び在リスボン葡獨協會 (Cremio Lusó Alemão) の設立後、獨逸講師を茲に迎ふるに至つた。尙ほ前記の在マドリッド歴史研究所の事業を支援するものにゲーレス協會 (Görres-Gesellschaft) のあることを注意すべきである。獨逸に於ける多數の學會は、南米諸國の吾人に課する諸問題の研究に没頭してゐる。若し是等學會にして一層協力の實を擧ぐるに於ては、獨逸文化及び言語の擴布の爲めベノス・アイレス、サンチャゴ等に設立せられたる活動的機關の事業の後楯となり得るであらう。

更に極東に眼を轉ずれば、上海に設置せる吾人の重要な科學促進機關同濟大學は、支那の國立大學であるが尙ほ其の教員は獨逸人にして其の用語は獨逸語である。其の附屬語學校には六人の獨逸人教師があつて語學及び實科を教授し、最近の入學期には七百人の志望者中八十九人を採用するの盛況を呈した。彼等學生は二年乃至四年の修業及び試験合格の上、本大學の醫學部又は工學部に進學す、兩學部の學生數は各約百二十名である。醫學部には四個の研究所に從屬し、獨逸學術共濟會 (Notgemeinschaft der Deutschen Wissenschaft) の援助を受けて民族病理學の研究に従事してゐる。獨逸に於ける同濟大學支援者に、極東聯盟 (Verband für den Fernen Osten) 及び東亞協會 (Ost-asiatischen Verein) がある。

日本との文化的關係は在伯林及び在東京日獨協會に依つて促進せられてゐる。兩協會の經營費は今尙ほ少額ではあるが、其の任務の重大となるに伴ひ、其の必要經費の募集を容易ならしむべきことは明である。戰時中獨逸の科學は缺乏に堪へて進歩を遂げ、民族の緊急の需要に應じ、食料品及び原料品の缺乏に連れて劃期的發明に成功した。

純精神科學の方面に於ても進歩は毫も停止せず、獨逸軍の敵國に侵入せる背後には常に學者の之に隨伴せるを見た。遮莫、吾人の有爲の青年を奪ひ國民を貧窮に投じ、科學的研究を不可能ならしむることに依り、世界大戰は獨逸科學に一大災厄を蒙らしめたるものなることを否むことは出来ない。ヴェルサイユ條約は此の創痕を醫せず、其の第八百八十二條に依つて僅少の例外を除く外、一切の既存條約は廢棄せられた。斯くの如き精神的武器に依る戰爭の繼續及び共同研究事業に關與せる獨逸人の放逐は、人類が如何に學術の政治的意義を重大視するかを明證するに足るものである。但し舊敵國は徐々に態度を變更し、一九二二年乃至一九二四年に開催された百六の學術大會中、八十六は獨逸人を除外して開催せられたが、近年の重要な學術大會に於ては獨逸人は平等の地歩に立てる會員となり、重要な役割を演じつゝある。例へば一九二三年エヂンバラ國際生理學者大會の如し、戰後特に獨逸人を除外して設立せられたる學士院國際聯合(Union Académique Internationale)及び學術研究國際會議(Conseil International de Recherches)に於ても此の現状を是正せむとするの要求が擡頭しつゝある、吾人は此の問題に關し、吾人の民族的威信に相應しき解決案が発見せられ、科學が諸民族の利害共通事項となるの日の速かに到らむことを希望して止まない。獨逸科學界の窮乏は戰後紙幣濫發時代に於て其の極點に達し、獨逸學術共濟會ありて僅かに右の窮乏を緩和するに資した。然し

該共濟會は獨逸の對外文化政策にも貢獻し、學者の旅行、學術研究隊の派遣、大規模の發掘等に助成した。例へば最近完了せるメテオールのパミール遠征並にクテチフォン及びヴァルカの發掘の如きそれである。

主として獨逸國內に於ける科學研究獎勵の爲め設置せられたるカイゼル・ウルヘルム協會 (Kaiser-Wilhelm-Gesellschaft) は戰前既に獨逸の對外文化政策上重要な役割を演じつゝあつた。同會は目下之に隸屬せる在羅馬美術史研究館ヘルチアナ(寄附者の姓名に據り斯く命名せり)を擴張し、之に重大の任務を課せむとし、又戰前同會の管理に屬し、戰後伊太利政府に依り沒收せられたる財團法人在ロヴィグノ動物學研究所を獨逸及び伊太利の共同管理經營に歸せしむべく成功を待望して交渉を進めつゝある。

諸外國との文化的關係の一部は又高等專門教育機關の分擔する所であつて、今や各方面の活動に依り内外高等教育機關の連絡は再び開かれんとし、戰爭直後獨逸學者は既に講義、講演に招聘せられ、是等學者の報告は何れも右講義講演等が獨逸の精神生活に關する外國人の諒解を深めるに貢獻する所如何に大なるかを明證した。諸外國が講演の爲め獨逸に學者を派遣せむとするのは等しく歓迎する所である。ストッホルム大學に於て獨逸語及び獨逸文學の爲め一講座の設けらるゝに至れるは吉兆と云ふべきである。

教授交換は、プロフェッソレン・アウスマウシユ スチユデント・アウスマウシユ 學 生 交 換 である。吾人は俊秀の學生を外國に送り、同種の外國學生の我が大學等に學ばむことを切望するが故に、此の方面に於ける交通を隆にする爲め、有力なる協力の成立を希望して止まない。

アレキサンドル・フォン・フンボルト財團は、外國學生の獨逸留學を容易ならしめるに努め、八十人の學生を特待生として寵遇給費した。其の特色は諸外國より來る外國學生を協同生活に入らしめ之を分散せしめざるに在る。加之教授學生交換制度 (Akademische Austauschdienst) は留學又は研究を終へたる在外獨逸學生及び教授に一層長期の給費滞在期間を與へ、在獨外國學生等にも同一の特典を與ふるものである。現今獨逸學生の外國に在る者は米國五十人、英國九人、愛蘭一人、佛蘭西七人を算し、外國留學生の獨逸に在る者は米國人四十七人、英國人九人、愛蘭一人、佛蘭西人七人である。而して從來の成績は誠に良好である。

滯米實務演習生制度 (Der America-Verkaufstentendienst) は俊秀なる獨逸大學生をして米國流儀の實業經營法を習得せしめ、歸來後以て獨逸產業振興に貢獻せしめむとするものである。現今米國の工場又は農場に於て實習に従事しつゝある獨逸實務練習生數は百八十名に及んでゐる。

文化政策の要綱の一是、外國人學生を我國の大學に收容するにある。最近物價騰貴の結果獨逸大學に學籍を有する外國人學生數は稍々減少した。英佛兩國には資力豊富なる在留外國人大學生援助財團多數あるに反し、我國に於てはたゞ貧弱なるフンボルト財團一つあるのみであつて、尙ほ獨逸大學入學條件の困難も亦外國人學生の遊學を阻止する原因であつて、速に之を輕便ならしむる必要がある。外國人の入學を特に困難ならしめる他の一原因は、各國の教育制度課程の頗る相違せることである。之が爲め在伯林獨逸外國留學生豫備校 (Deutsche Institut für Ausländer) は留學生の大學入學の前提條件として缺くべからざる語學及び豫備科目の課業を授けて居るが、他の獨逸大學に於て

も此の種豫備校の設置を望ましく思ふ。

外國留學生の獨逸遊學を奨励せむが爲めには、尙ほ各大學に外國留學生係アウストラングスツレレンを設けて、留學生の相談に應じ、彼等と獨逸人との社交を容易ならしめるの要がある。漢堡、キール、ミュンヘン、ドレスデン及びハイデルベルヒに其の設けある外國掛及び學生會館 (Studentenhäuser) は之が好模範である。倫敦、マドリッド、バルセロナ及びブタペストに其の設けある大學學生周旋報道係 (akademischer Vermittlungs- und Auskunftstellen) が意義ある活動を爲せることは吾人の注意すべき點である。諸外國の大學との交渉事項の範圍斯くの如く急速に増加せる今日に於ては、前記諸機關の活動を綜合統制する機構を設けるの特に急務なるを覺える。

我國醫師及び看護婦は外國到る處に於て歓迎せられ、特に好意を寄せられるものであるが故に、在外病院の創設維持を奨励することは文化政策の一大任務である。世界大戰前に於ては在外獨逸病院は多數あり、到る處獨逸醫術の聲價を高め、看護婦の獻身的奉仕と相俟つて多數人をして獨逸に對し好意を繋がしめるに資してゐた。東洋方面に於けるカイザースヴェルテル看護婦會 (Kaiserswerther Schwestern) の活動は之が適例である。大戰中及び戰後は等病院は押収又は資力缺乏の結果殆んど全滅したが、彼等は今や復興の道程に上り、南米其の他に於て多數の獨逸人病院の復興を見たことを欣ぶ。露西亞に於ては病院經營は殆んど不可能となつた。蓋しソヴィエト經濟組織の影響を蒙り所要經費を長期に互り調達することが出来なかつたに由る。或る意味に於て此の損失を償ふものは、露西亞に於ける他方面の科學的共同事業の振興であつて、獨逸東歐協會 (Deutschen Gesellschaft für Osteuropa) の進出は實に驚嘆に値

するものがある。大戰後ビルロート財團 (Billrothstiftung) と稱する在外獨逸病院助成團體創設せられ、多大の貢獻を致しつゝある。然れども在外獨逸病院を發達せしめ、以て外國に於ける獨逸主義を確立し、外國人の尊敬を克ち得むが爲めには尙ほ多大の奮勵努力と私人の實質的協力とを必要とするのである。

獨逸書籍が獨逸文化政策遂行上の有力手段たること嘖嘖を待たずして明かであつて、戰前獨逸書籍は全世界に普及してゐたが、今日では稍々事情を異にしてゐる。獨逸書籍の歡迎せられざるに至つた理由の一半は、他の外國圖書の爲めに市場を奪はれた事實に歸すべしと雖も、他の一半は習得に困難な獨逸語に對する嫌惡に歸すべきものであつて、速に此の事態を匡救するの必要がある。最近モスコイに於て一回、米國に於て二回開催せられたる書籍展覽會は其の成績顯著なるものがあつた。昨年は資力缺乏の爲め大規模の獨逸一般書籍展覽會を開催し得なかつたが、フロレンスに於て「伊太利に於けるゲート」なる題下に於て特殊圖書展覽會開催せられ多大の成功を收め得た。獨逸書籍會社は紐育、東京等に於て獨逸圖書販賣の爲め市場開拓に努力しつゝある。獨逸圖書普及の一大障碍は其の高價なることに因由するが、未だ何人もこの價格低下の具體案を提起する者なきは嘆かはしきことである。獨逸書籍の海外擴布に努力しつゝある諸機關書籍店中、特に其の活動の目醒しきものは獨逸學術共濟會である。而して此の方面の諸事業を合理化せむが爲め、手形交換所に比すべき中央委員會を設け、各種團體及び私人の經驗を交換し綜合するの計畫あるは慶すべきである。

戰前獨逸の藝術を普及せしめるものは、主として營利企業であつた。たゞ例外として造形美術に關する國際展覽會

に定期的に參加することがあつたが、此の事業は著しく官僚的臭氣を帯び、未だ獨逸藝術の澄澗たる現状を表示するものと云ふことを得ない。音樂家の演奏旅行、獨逸劇團の遊歴興行等も亦何等の支持後援に浴しなかつた、此の間に在つて獨逸音樂のみは當局の援助を受けずして而も到る處に歡迎せられパッハ、ベートーベン及びモツアルトはあらゆる外國音樂會の演奏曲目に、ワグナーはあらゆる歌劇座の演藝日割に記載せられた、然るに佛國當局は夙に巧妙に自國藝術の傳播普及に着眼し、演奏會、歌劇及び演劇の開催並に藝術品及び流行品展覽會等を以て宣傳に之れ努め、以て佛蘭西文化の壓倒的優位の確立を期しつゝある。吾人は大戰中初めて同種の試を爲し、外國人をして獨逸藝術に親炙せしむるの如何に必要なかを知悉し、戦後今や組織的に此の種の事業を進展せしめむとするものである。藝術展覽會中先づ第一に擧ぐべきは、在羅馬及び在ヴェニス國際展覽會中の獨逸館であつて、此處に毎年現代獨逸畫の一部を陳列して居る。此の獨逸館の經營は従前の委員會の手より傑出せる現代美術家兩三名の手に移され、往々獨逸藝術の進歩向上を示さむが爲めに、一代の傑作を展覧することがある。例へば一九二六年には一九世紀獨逸繪畫の白眉をウキーンに、一九二五年には過去半世紀間の繪畫彫刻の傑作を倫敦に陳列したるが如きである。唯茲に遺憾であるのは經費多額に上る外、公人私人の所有に係る高貴なる美術品を借受けることの極めて困難なること、及び國家奉仕の點に於て吾人が佛蘭西人及び和蘭人に一籌を輸する所以である。パーゼル及びベルンに於けるトーマ個人展、チューリッヒに於けるリーベルマン及びコリント展覽會の如き、獨逸畫壇巨匠の傑作展覽會は和蘭、瑞典及び芬蘭に於て開催せられたる大小の繪畫展覽會と等しく、現代獨逸藝術に對する外國人の思慕の情を高めた。

和蘭、スカンヂナヴィア諸國及び倫敦等に於て開催の獨逸演劇藝術展覽會は多數のモデル、裝飾スケッチ、衣裳スケッチ等を陳列し、獨逸舞臺藝術家の才能を海外に紹介した。同時にバルセロナ、マドリッド、東京、ベルン、チューリッヒ及びワルソー等に於て開催の水彩畫及び版畫巡回展覽會は顯著なる成功を収めた。一九二九年の初夏、在巴里國立圖書館陳列所に於て獨逸藝術品の出陳せられるを見た。獨逸藝術は世界大戰後初めて歐洲大陸以外への進出を試み、二年前東京に於て獨逸彫刻繪畫及び工藝品展覽會が開催せられ意想外の好評を博し、爾來獨逸近代工藝は日本人の注目する所となつた。アルゼンチン及びブラジル等に於て開催の繪畫、工藝品展覽會等も亦多大の成功を収め、佛蘭西藝術の獨占舞臺を割取るに至つた。佛蘭西藝術の専ら歓迎せられつゝある北米合衆國に於ても亦、獨逸藝術の爲めに地盤を開拓するの必要ありて、カーネギー財團主催の毎年の國際展覽會獨逸館に獨逸巨匠の作品を陳列しつゝあるも、斯かる目的達成の爲めであつて、將來は獨逸人の作品のみを展観する展覽會を開催するの必要がある。最近蘭領印度より獨逸繪畫展覽會開催の要求あり、此の機會に於て極東各都市に於て同種の巡回展覽會を催すことは時宜に適した計劃であらう。

近代獨逸工藝は海外に於て好評噴々たるものあり、一九二五年巴里に於て開催の國際工藝展覽會は一面其の開催期間短く、他面獨佛政治關係の機微に互るものがあつて、獨逸工藝界の参加を見ずして止んだ。之に反して一九二五年及び一九二七年伊太利ミラノ市モンツア大博覽會に出品せられた獨逸工藝品は非常な好評を博し、之を機會として米國の技術家及び商賈は獨逸の製作家と密接なる關係を結び、其の結果として紐育メーチー百貨店主宰の萬國工藝展覽

會に獨逸工藝品、家具、調度品等の出陳を目撃するに至り、同市の諸新聞紙は筆を極めて吾人の出品を賞揚し、近代工藝界の尖端に立つものは佛國にあらずして寧ろ獨逸であることを力説した。前記獨逸工藝品製作家は獨逸工藝協會 (Deutsche Werkbund) を組織して居たところ、同協會の對外的活動は活氣横溢せる爲め、海外事務部を特に設置するの必要を痛感するに至つた。

凡そ百の獨逸藝術中外國人に依つて最も渴仰せられるものは實に獨逸音樂である。獨逸音樂は世界大戰中排斥を蒙つたが、戰爭終局後は直ちに各國の音樂會演奏目錄中に加へられ、高名なる管絃樂指揮者竝に演奏家は戰前と同様音樂演奏行脚に赴き、到る處で常に喝采を博して居り、伯林同好音樂團はフルトヴェングラーの指揮の下に丁抹、英國、佛國及び瑞典を巡業して好評を博し、獨逸人樂長特にクライバー氏の獻身的貢獻の結果、就中阿爾然丁國に於ては獨逸音樂は壓倒的優勢を示し、ブルーノ、ワルターのワグナー作曲演奏は、毎年倫敦交際期節の最大呼物となり、マルクス・フン・シリグはパロセロナに於て同様ワグナー物を演奏して、獨逸歌劇の爲めに萬丈の氣焰を吐いた。尙ほ最近フランツ・フン・ヘッスリン指揮の下に巴里に於てバイロイテル式のニーベルンゲンリング (ワグナー作歌劇) 上演せられ、獨逸歌劇の聲價を高めた。

獨逸演劇を外國に於て興行するには、勿論言語の障礙ある爲め獨逸語學者の多數が群集する地方以外に於て成功を収めること困難である。然し俳優及び監督の入神の藝術は、非獨逸人觀客をも感動せしめずんば止まず、リオ・デ・ジヤネロに於けるパウル・ヴェーゲナー、モイシイの如きは之が適例と云ふべく、就中其の特筆大書すべきものをライ

ンハルトの合衆國巡業とする。即ち彼の獨逸劇興行を機會として、米國社會及び學校に於て再度獨逸語の流行を見るに至つた。從來歌劇及び演劇興行は主として私人企業であつた、然るに之等の事業を統制し助成する機關の必要が痛感せられるに至り、遂に獨逸藝術協會 (Deutsche Kunstgesellschaft) の組織を見るに至つた。該協會は獨逸と諸外國との間に於ける演藝交換の仲介機關となり、既存の獨逸藝術獎勵共益會 (Gemeinnützigen Vereinigung zu Pflege deutscher Kunst) と協力して財政上の基礎を確實にし外國に於ける演藝企業と國內に於ける同種の企業とを聯結する方針である。

獨逸演劇及び其の監督の卓越せることは、猶ほ其の反映を獨逸演藝映畫に於て見ることが出来る。獨逸俳優又は監督は歐洲各國又は米國に於て俳優又は監督として招聘せられ、彼等の製作する藝術的活動映畫は全世界に擴布し、獨逸に對する理解を増し同情の念を喚起しつゝある。獨逸教育學藝映畫及び風景映畫の聲價も亦前者の夫れに劣らざるは慶すべきである。尙ほ茲に特に保護獎勵の要あるは、簡單にして且つ僅少の經費を以て足る講演用又は説明用映畫の製作であつて、之等の資料に依る實物教訓こそ獨逸國民及び其の新舊文化を世界の四隅にまで傳播し、且つ理解せしめるに最も好適の手段であり、在外獨逸人民、學校、教會、協會、俱樂部等が此の種講演用映畫を常時要求しつゝあることは吾人の牢記すべき點である。若し外國大學の獨逸語教師をして、同種の映畫を使用せしめることを得ば、必ずや外國人をして獨逸國に遊び、以て其の美を賞翫せむとの希望を抱かしめるに至るべく、其の效果影響は測り知るべからざるものがあらう。以上の特殊の需要に應ずべき材料を或は製作し或は學術、藝術、工業等各方面の専門家の後援

を得て該材料を考案し、以て不斷に増加しつゝある映畫の貸與交換の仲介に當らしめむが爲めに特殊の映畫及び講演に關する中央機關設置方を考慮中である。本事業は之と相並んで尙ほ外國掛に映寫機械を貸與するの任務を負ふものである。

運動競技は漸く國際間に重大なる意義を有するに至り、今や我國對外文化政策の主要なる一手段となつた。而して之が意義を如實に表すものは、最近に於けるオリムピック大會である。在外獨逸體育及び運動協會は獨逸文化 (Ausslanddeutschtum) 海外普及の爲め重要な機關である。獨逸代表スポーツ團が外國に於て競技に参加することは、外國國民性の理解に資する所が尠くない。

獨逸文化政策は日尙ほ淺くて、各方面とも尙ほ創業時代である。之に反し佛國の夫れの如きは實にナポレオン皇帝の創業に係り、一世紀に互つて既に顯著なる成績を收めた。獨逸外務省文化局事業の範圍は、在外獨逸人三千萬人―他の如何なる國家の在外自國民の數よりも遙に多數である―を數ふる點に鑑み極めて多岐廣汎である。是等在外獨逸人中獨逸の國籍を有する者は、小部分であつて、其の大部分は外國の國籍を取得せる所謂獨逸少數民族である。吾人が是等の吾人と同一の血液を享有する人々と、傳統的文化的關係を持続し得べきや論を俟たない。這般少數民族の問題たる大戰後初めて吾人の十全の認識に入り來りたるものであつて、在外三千萬人の獨逸人が其の時他國の管轄に歸し、仍て事新しく獨逸人たることを想起した事實と好個の對照をなしてゐる。人類は一人以上の母を有し得ない如く人種上、文化上一つ以上の母國に歸屬し得ざるものである。さは云へ、此の事實は彼等が彼等の新しき祖國 (波蘭、チ

エツコスロウキ等の新興國を指す)の善良なる臣民となるを妨げるものではない。疑ふ者は請ふ、之を米國人と獨逸人とが共通の誇とするカール・シュルツを想起せよ、斯くの如き偉人の姓名は斯かる人格の感化力が如何に國民相互の融和協力に貢献し得べきかを明徴にしてゐる。

さは云へ、吾人の對外文化政策は専ら外國民をのみ其の對象となすべきでなくて、在外自國人をも亦保護誘掖するの責に任すべきである。而して此の任務達成の爲めには特別の組織と豊富なる資金とを必要とするが、吾人は今日迄、斯かる資金を任意に活用し得るの地位に立たなかつた。外相ストレーゼマン博士は其の講演の都度文化政策の意義を高調力説せるが、最近カイゼル・ウキルヘルム協會のハルナツク館開館式の式辭中に於て獨逸人の文化事業に對する理解が追々深められつゝあるのを見て満足の意を表明した。夫れは兎に角今日迄の事實に徴し、前述の資金を調達するの任務は遺憾ながら主として國家の双肩に懸つてゐる。他國に於ては之と趣を異にし、極めて大規模なる文化事業が専ら個人の寄附金に依つて經營せられてゐる。例へば北米合衆國の如く、又佛蘭西の如きそれである。獨逸經濟財政の現狀に照し吾人の窮迫は明白の事實である。此の秋に當り、尙ほ早きに及んで多少でも私人の寄附金を利用し得るに至れるは欣喜に堪えない、而して今後獨逸文化政策の想定せる諸事業を完全に遂行せむが爲めには、國庫及び私人より無限の資金の供給を仰ぐの要あるは言を俟たない。

世界大戰後對外文化事業に關する一般の興味高まり、爲めに多數の私的文化事業擔任機關創設せられ、該事業の圓滿なる遂行に寄與せるを見る、斯くの如きは嘗に吾人の個人主義的性癖に適應するのみでなく、此の種機關の發達の

第一段階に在つては確かに時宜に適してゐる。然し獨逸民族の經濟生活及び政治生活に於て、^{ラテナリヂルンゲ}合理化が一般に考案適用せられつゝある現狀に鑑み、對外文化政策の領域に於ても當然合理化に思ひを致すべきの時期に達着せるものと信ぜられる。

獨逸民族は前世紀中自然より賦與せられたる乏しき經濟財貨を不斷に集約的に運用し極度に儉約して、健實に之を増大せしめ、以て有利なる環境に座せる隣邦民族と競争し、久しからずして物の美事に萬人の羨望する榮位を獲得した。尙ほ又夫の比類なき迄に豊富なる獨逸の精神的世襲財産をして、全人類の精神的向上發展に寄與せしめむが爲めには、有意識的形態附與と巧妙なる表現とを必要とするの事實は、爾餘の政治的に早くも圓熟せる國民が文化價值の世界に於て獨逸を凌駕すること既に數百歩となつた後、漸く最近に至り國家的問題として獨逸民族の面前に提示せられたるものである。今や斯かる世襲財産の光輝を發揚し、目的的に之に工作を加へ、以て世界全人類の獨逸人に對する理解と尊敬と友愛とを確保すべき秋である。勿論國家の力と資源とのみを以てしては、之を成就すること能はず、願くば一般個人が本事業の重要性を明解して之に協力し、之が爲めに犠牲を拂ふことを吝むなからむることを。

(昭和六年八月)

第四章 佛國の對外文化政策

佛國の文化事業が如何なる意圖を以てなされつゝあるかを知らむとするならば、吾人は同國議會財政委員會最近の報告書に徴することが出来る。是れに據るときは、佛國は獨、伊の如き多數の海外移民を有する國々や、英國の如き廣大なる植民地を有する國と異なり、極めて特殊な立場に在るが、諸外國の智識階級は何れも佛國文化を以て自國文化を裨補せむと努めて居り、新興諸國は佛國の制度文物を模範とし、佛國の文化を受容せむとして居るのであるから、佛國文化事業は此の際當該國の文化を充分尊重するを第一義とし、必要に應じて佛蘭西文化を以て之を補完し、其の内容を充實するを目的とすべきである。換言すれば佛國の對外文化事業は佛國の文化及び科學を他國に強制せむとするものではなくて、當該國の要求に基き之に應ずる文化的協力を與ふるに在る。即ち佛國側に於ては其の文化事業を受容する國民の文化を研究し、其の真相を佛國民に傳ふると同時に、外國の文化特に其の政治經濟等に通曉する佛人専門家を作り、思想其の他萬般の問題に關して佛國と諸外國との間に圓滿なる智的交通を成立せしめ、以て全般の科學、文學及び藝術の進歩發展に貢献せむと期するものである。

佛國外務省文化事業部は一九二〇年大統領令を以て設立せられたものであつて、同令及び外務省令に依れば同部は政務通商局に屬し、學務課、文藝課、觀光映畫運動課、庶務課より成り、部長一名、事務總長一名、課長四名、課長次席四名、書記十名及び雇員に依つて構成されてゐる。

學術課は文部省及び諸大學と連絡をとり、佛國文化の海外弘通を目的とし、之が爲めに第一に自國の大學と諸外國の夫れとの間に於ける交換教授制度及び留學生交換制度の普及を企圖し、現に佛獨、佛墺、佛米間等に此の制度を實施し、二、三の東歐大學に大學教授を派遣して居る。第二に諸外國の首都又は大學内に佛蘭西學會 (Institut Français) を設置經營せしめ、當該國の希望する佛蘭西學術の傳播に資して居る。斯様な機關は南米近東を主として世界に約三十程もある。第三に無宗教教育團體の獨力にて又は所在國政府又は民間團體の援助を得て諸外國特に東歐諸國及び南米諸國に於て經營する無宗教中學校に補助金を與へ、之を指揮監督してゐる。第四に加特力教團の海外諸國に於て獨力を以て經營する傳道學校に對しては政教分離の原則を標榜せる結果、充分の援助を與へ得ざるも獨逸、伊太利、西班牙、和蘭等の政府が宗教組合の經營する事業を支持せるに鑑み、之等ミッション・スクールに精神的援助を與へて居る。第五に外國政府又は外國私的團體の希望に應じ又は之が援助に依りて設置せられるアリアンス・フランセーズは外國人に對する佛語教育を目的とするものであつて、學術課は各地方のアリアンス・フランセーズの選定派遣に當つて居る。第六に比較的少數の海外居住佛國人子弟の爲めに西班牙各地、ブリュッセル、リスボン、バーゼル、ヴァンチンリア等に設けられたる在外佛語初等學校にして、概ね宗教團體の經營に係るものを助成して居る。

文藝課は外國に於て講演會、演劇、音樂會、展覽會等を催し、又は此の種事業を助成し、書籍雜誌類を外國の學校又は圖書館に寄贈し、外國人たる佛語學修生に賞品を贈與し、外國に於て刊行せられる佛文雜誌に補助金を下附して居る。

是等事業の遂行上在外公館の献策及び文部省美術局所管藝術普及交換協會の技術上の努力が確保されて居る。

観光、技術、映畫課は第一に無宗教教育團體アリアンス・フランセーズ等外國に於ける佛國文化の普及を圖る機關、各種の學藝協力の爲めにする團體等に對し補助金下附等の方法に依り之を助成して居る。第二に海外佛國人團體及び在外佛國人團體の經營に係る慈善事業を助成して居る。第三に在外公館又は外國公私團體に對し幻燈板、映畫フィルム、映寫機を貸與すること、佛國の風景國情等の紹介を目的とする講演會を組織し又は右講演會に參考資料を送附すること、在外公館を通じて外國政府の觀光客招致宣傳等に關し調査を行ふことに依り外國觀光客招致宣傳事業を行つて居る。第四に一般に佛國文化の對外宣傳をなさしむる目的を以て在外公館、在外各種佛蘭西教育機關、講演會等に該當する幻燈板、フィルム、發聲映畫等を選定供給し、佛語教育用蓄音器レコードの製作を獎勵して、之を在外佛語學校に供給し、佛國無線放送に關しては在外公館をして佛國の音樂、演劇等のプログラム又は佛國文化に關する講演が如何程迄該國に於ける無線放送局のプログラム中に包含されつゝあるか、佛國放送局プログラムは該任地に於て如何に評價せられつゝあるか等に就き報告せしめて居る。第五に學術研究の爲めにする海外派遣調査團の組織、技術官又は徒弟の外國留學及び徒弟の交換留學に對し補助金を下附して居る。第六に佛國運動競技聯盟に對する國際競技參加獎勵並に之が爲めにする便宜供與を行つて居る。

佛國文化事業部經費は一九三〇年豫算に依れば人件費三十六萬九千法、遣外教員團費、外國に於ける展覽會費、外國名士、學者藝術家接待費三十萬法、對歐洲諸國文化事業費千三百四十二萬五千法、對シリア、リバン文化事業費千

七萬五千法、對近東文化事業費七百五十二萬五千法、對極東文化事業費二百七十五萬法、對兩米大陸文化事業費二百五十二萬法、對アラビア文化事業費十萬法、合計三千七百七萬四千法に達し、近年増加の傾向に在る。

佛國對外文化事業發展の今後の趨勢は歐洲に於ては佛蘭西學會を各地に設置し、各大學に佛人教授を派遣し、各地の中小學校に佛人教師を送り、學生交換事業を助長するに在る。近東方面に於ては埃及カイロ法律學校其の他諸學校並に波斯に於ける考古學研究及び自然科學研究團派遣事業に對する補助金を増し、シリヤに於ける醫學校、工藝學校、自然科學研究所に充分の援助をなし、極東方面に於ては團匪事件賠償金の一部を利用して、北京、廣東、上海の各大學に佛語及び佛文化講座を開き、佛支大學其の他の教育機關を増設し、上海パストウル學院建設を急ぐに在る。

亞米利加大陸に於ては對米文化事業費を増加し、合衆國の各大學に佛文化講座を開くは勿論、特に力を羅典亞米利加に注ぎ、玖馬及びボリビヤに佛蘭西學會を創設し、中等教育機關を各地に増設普及せしめるに在る。

佛國が一九三〇年頃に於て以上の機關と經費とを以て營む對外文化事業は全世界に及んでるのであるが、今模範的個別的觀察法を適用して、合衆國と「チェッコスロヴキー」に於ける該事業を概説することとする。合衆國に於ては加奈陀に由來する佛米教育事業が特に賞讃に値する。佛系米國人が國に對する忠誠を忘るゝ事なくして佛語に對する愛着の情を保持し來つた事實に對し、佛蘭西の同情を表はさんが爲めに佛文化事業部學務課は賞品書籍等を寄贈した。サン・フランシスコの佛國居留民も佛米中學發達の爲め本國よりの獎勵を受けてゐる。コロンビヤ大學の贊同を得て企てられたる同大學佛蘭西會館の改造及び擴張事業は豫期の如く完成を告げむとして居る。尙ほ佛國文化事

業部より物質的精神的の援助を受けて居る團體は亞米利加の大學に學ぶ佛人の男女學生、合衆國の大學に派遣されたる助教授二十一名、學士七十五名及び佛國の教員、佛蘭西人教授の佛語教授協會、交換教授等の爲め亞米利加の大學に招聘せられたる諸權威（ハーバード、コロンビア、プリンストン、エール、パークレー、シカゴ大學等に派遣せられたる、コレツヂ・ド・フランス教授、ポール・アザール及びペリオの兩氏、ソルボンヌ教授、バルダンスベルデュ、カザミアン、デルソン、モルネ氏等、ランヌ文學部教授フィラ氏、グルノーブル文學部教授ランシヤール氏等）ワシントン佛蘭西學會、紐育佛蘭西學會、コロンビア大學佛蘭西會館、ロサンヂェルス佛蘭西教育學會、ニューヨークレアンズに於ける佛蘭西語學校、ヌーヴェル・アングルテルの佛蘭西加奈陀協會及び佛米協會、各地の大學生等である。

文藝課に於ては書籍雜誌の寄贈、賞牌の分與を爲し、セロ奏手モーリス・マレツシヤル氏の演奏會、マドレーヌ・モニエ嬢の演奏會、ガストン・ラヂエオー氏、デュール・ボア氏等の講演會を補助し、觀光映畫運動課に於てはリアン・スフランセーズの會合、佛米諸協會、佛米委員會等を補助し、新教國際親善委員會が全世界長老教會聯合に代表者を派遣するを補助し、對外醫學聯盟、外科醫協會、佛語醫學聯盟等を補助して佛蘭西醫學の傳播に資し、佛蘭西冬期競技聯盟の紐育競技會出席を補助し、合衆國スミス大學へ書籍小冊子の類を寄贈し、紐育大學フィルム財團、ワシントン州大學等へ映寫機、フィルム、幻燈種板等を配付し、カロ・デルヴィユ夫人、マール・スタイン夫人の佛國現代美術及び佛國名勝に關する講演會に種板を給與した。同課は又英語發聲映畫の普及が佛語の傳播を妨ぐるの危険あるを看取して佛米のフィルム製作協會と協力して之を抑制し是等の協會をして佛語のトキーを出來得る限り廣く普

及せしめんと企圖して居る。合衆國に於て佛蘭西國の不利益になるフィルムの製作せられ居るに鑑み、在ワシントン佛蘭西大使に佛蘭西を題材とするシナリオ及びフィルム製作に關しては、大使館員を招きてその意見を求むべきことを亞米利加製作者聯盟長ウイル・ヘーズ氏に申込むべきの訓令發せられ、ウイル・ヘーズ氏は此の申込を受諾した。

チエツコスロヅキーに於ては學務課は同國の中等教育機關と協力して數百名の生徒に極めて進歩せる佛蘭西式教育を與へつゝあるブラーグ中學を模範とする佛蘭西式中學をブラチスラヴァ及びブルノー市に設置した。ブラーグの佛蘭西學會は入會者大學生四〇〇名、聽講申込者一、一〇〇人、講義を受持つ者はソルボンヌ教授、主事一名、助教授たる理事一名、助教授三名、法學博士二名等である。ブラーグの佛蘭西中學校（フランス、チエツコスロヅキー中學はチエツコスロヅキー政府の所管に屬すれども、其の佛蘭西教師は在ブラーグの佛蘭西大學區の視學官により任免せらるゝ）、ブラーグに於けるアリアンス・フランセーズ聯盟の講義等は補助を受け、チエツコスロヅキー大學生二十名は給費を受け、チエツコン中學校、サン・ヂェルマン及びアングレーム大學のチエツコスロヅキー分校は補助金を受けて居る。文藝課は尙ほ書籍、雜誌、賞牌の寄贈分與を爲し、ブラーグに於てオペラ・コミック一座の興業を行はしめ、ルネ・ピオン氏の講演會を援助し、ルヴェー・ド・ブラーグに多大の財政的援助を支給して居る。

觀光映畫運動課はアリアンス・フランセーズ、佛智協會を支援し、佛蘭西醫學を傳播し各方面に書籍小冊子の寄贈を爲し、佛國公使の要求に應じブラーグの雜誌改造に寫真原板を寄贈し、映寫機の配付を掌つて居り、又佛蘭西音樂史及び佛語等教授の爲め蓄音機及びレコードを支給して居る。

極東外交論策 終り

昭和八年六月二十日印刷
昭和八年六月二十五日發行

極東外交論策
定價 金四圓五拾錢

著者 三 枝 茂 智

發行者 宮 部 富 三 郎
東京市牛込區新小川町二丁目十一番地

印刷者 金 羊 剛 社
東京市芝區櫻川町十一番地
淺 野



發行所

東京市牛込區新小川町
二丁目十一番地

斯 文 書 院

電話 牛込 四七七九番
振替 東京 五三二二九番

三枝茂智著書目

支那の外交及び財政	大正十年發行	絶版	發行所 東亞同文會 調查部編纂
國際聯盟の活動	大正十二年發行	絶版	發行所 一匡社
國際軍備縮少問題	昭和七年發行	第一版絶版	發行所 新光社
國際軍備縮少問題	昭和八年發行	改訂第二版 定價金五圓	發行所 斯文書院
斯文書院刊行書目			
東亞同文會編	新滿洲國要覽	ボケツト形六三〇頁 定價 壹圓八拾錢	
商大 教授 根岸 信著	支那ギルドの研究	菊判總布特製四九〇頁 定價 四拾錢	
帝大 教授 蠟山政道著	日滿關係の研究	菊判總布特製三八〇頁 定價 貳圓八拾錢	
法學博士 松原一雄著	時局關係 國際問題及國際法問題	菊判總布特製二八〇頁 定價 壹圓八拾錢	

GANNANDō SHOTEN
KANDA TOKYO
店書堂南

2020

CL
12020

